

平成22年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成22年9月9日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 8号 平成21年度御宿町水道事業決算の認定について
- 日程第 2 議案第 9号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第10号 平成21年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第11号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第12号 平成21年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第13号 平成21年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

2番	白鳥時忠君	3番	川城達也君
4番	新井明君	5番	石井芳清君
6番	伊藤博明君	7番	小川征君
8番	中村俊六郎君	9番	式田孝夫君
10番	貝塚嘉軼君	11番	大地達夫君
12番	瀧口義雄君		

欠席議員（1名）

1番 松崎啓二君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
代表監査委員	綱島勝君	総務課長	氏原憲二君
企画財政課長	木原政吉君	産業観光課長	藤原勇君
教育課長	大竹伸弘君	建設環境課長	米本清司君
税務住民課長	渡辺晴久君	保健福祉課長	多賀孝雄君
会計室長	佐藤昭夫君		

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	主任主事	市東秀一君
------	--------	------	-------

開議の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしく願いをいたします。

1番、松崎啓二君から入院治療のため欠席届が出ています。

ただいまの出席議員は11人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島 勝代表監査委員に出席をいただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

本日は傍聴席が混雑いたしますので、けがのないように注意してください。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いをいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いをいたします。

（午前 9時30分）

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第8号 平成21年度御宿町水道事業決算の認定についてを議題といたします。

米本建設環境課長の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、お手元の水道事業決算書の11ページをお願いいたします。

初めに、事業報告書にて概要を説明いたします。

業務状況につきましては、給水戸数3,676戸、前年度より47戸増えました。年間総給水量は94万3,371立方メートル、前年度に比べ2万7,124立方メートルの減となりました。有収水量は88万8,952立方メートル、前年度に比べ3,927立方メートルの増となり、有収率は94.23%でござ

ございました。

建設状況につきましては、新規加入者用に量水器を購入し、また施設の改修として、浄水場非常用電源施設等を改修しました。内容につきましては、12ページの2、工事名の項目に記載しております。

次に、経理状況ですが、決算書1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出ですが、水道事業収益決算額は2億7,293万4,516円となりました。

営業収益2億3,199万6,352円の主なものは、99.9%を給水収益で占め、営業外収益4,093万8,164円のうち4,065万2千円が町一般会計及び県からの補助金等でございます。

次に、歳出ですが、水道事業費用決算額2億6,055万1,304円となりました。

主な支出は、営業費用の2億5,013万9,925円で、受水費と減価償却費が69.3%を占めています。営業外費用の1,041万1,379円は、企業債の支払い利息と未払い消費税ほかです。また、特別損失はございませんでした。

次に、3ページの資本的収入及び支出ですが、資本的収入決算額533万4千円は、新規加入による納付金でございます。

資本的支出の決算額は8,424万4,818円です。内訳は、建設改良費の2,243万8,290円、これは量水器の購入代金や施設改修に係る経費でございます。企業債償還金は6,180万6,528円を償還しました。

なお、収入に対する支出不足額7,809万6,328円は、過年度分の損益勘定留保資金で補てんしました。

次に、9ページの貸借対照表を説明いたします。

まず、資産の部といたしまして、固定資産、流動資産の合計は42億9,118万8,703円となりました。

次に、10ページの負債の部ですが、流動負債金額は201万9千円、内訳として未払金、その他流動負債でございます。

次に、資本の部ですが、資本金18億9,134万5,597円は、自己資本金及び借入資本金の合計でございます。

剰余金の資本剰余金27億8,453万3,213円は、国庫補助金から納付金までの合計でございます。利益剰余金はマイナス3億8,670万9,107円となり、剰余金合計は23億9,782万4,106円、負債資本の合計は42億9,118万8,703円となりました。

以上で平成21年度御宿町水道事業決算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） ここで、綱島監査委員より審査報告をお願いをいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから、平成21年度御宿町の水道事業会計の決算につきまして監査報告をいたします。

平成22年6月21日に、午後2時30分から役場小会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました。

決算報告書及び関係書類は、いずれも法令に準拠して適正に作成されております。関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

講評といたしましては、本年度の損益収支は1,156万8千円の経常利益を確保しております。12年ぶりの黒字となりました。これは一般会計補助金や県の補助金が1,090万2千円増加し、また繰上償還により支払い利息が減少し、水道事業費用の減少につながっており、さらに給水収益も増加に転じたことによるもので、職員の経営努力が経常収支の黒字に結びついたと言えます。しかしながら、事業未収金は3,422万6千円で、本年度313万円新たに増加しているため、徴収対策にはさらなる努力が必要です。

また、給水人口は当初の計画では1万2,500人を想定していますが、過大投資とならないように、今後、給水人口の把握と経営分析の必要性が求められると思います。

今後の水道事業につきましては、地域経済の低迷や住民のライフスタイルなどの変化により、給水収益の大幅な増収が期待できない一方で、南房総広域水道企業団からの受水費が総費用の4割近くを占めていることや、既存施設の老朽化による修繕など多くの経費が見込まれます。本年度は、補助金の増など外的要因もあり黒字に転じましたが、多額な未収金を抱えながら、給水原価が供給原価を上回っており、赤字体質からの脱却ができていないため、水道事業経営は厳しい状況が続くものと思われます。したがって、中長期的な視野に立ちまして、コストの削減と資産の効率的な運用に努め、財務の健全化を図り、安全で安心な水を安定供給できるよう一層の努力を要望いたします。

なお、詳細につきましては、平成21年度御宿町水道事業会計決算意見書によって報告してまいります。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 水道決算であります。今、事務方より監査委員の報告の中で黒字決算になったと、しかも12年ぶりであるというふうなお話がありました。その内容については、監査委員からの報告からも、また詳しい分析、監査の内容で報告があったわけですが、その中で、1つは企業債です。やはりたしかこちらが額としては大きかったと思うわけですが、この内容です。21年度における企業債運用と。

それから、まだ比較的高利のものもあろうというふうに思うわけですが、今後この企業債についてどのように考えていくのか、まずそれについてお話を伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 企業債の償還につきましては、公営企業の金融公庫分が約309万円、大蔵省の資金運用部が5,870万円でございます。

また、この繰上償還につきましては、たしか6%以上のものについての早期繰り上げということで、今回該当になったので2年目ということでございます。

また、未償還の残高につきましては約1億5,561万円でございます。これにつきましては、特別な繰上償還等の手法が今のところございませんので、年次割りによって返却をしていきたいということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 今のところ政府の数値より下回っているということで、当面は現況のままいくということで理解をいたしました。

次に、どこを見ればいいんでしょうかね、いろいろあるんですけども、1つは今年の水道の利用料と申しましょうか、最終的な給水量というんでしょうか、それが対前年度より下回っているやに見えるわけですが、あと有収率ですか、これは少し上がっているような表も散見されるわけですが、その辺はどのように分析をされておられるのか。

それと、もう一つは給水原価になるというふうに思うわけですが、いわゆる受水費ということで、これは決算書の21ページですか、そちらのほうに載っておるわけですが、この辺をこれから縮減をしていくということが水道料金に大きな影響を与えるというふうに私も思うわけですが、そうしますと、1つはこの間、懸案でありまして、水道会計が出るたびに何度か経過をお聞きしておりますけれども、いわゆる南房総広域水道企業団と申しましょうか、大多喜のダムのはりです。これがたしか夷隅川流域関係の会議がありまして、そちらで議論をされているというふうなお話を伺っておりますけれども、これは

大分前の夏ぐらいですか、やられたと。どうも私はその後やられたという記憶がないわけでありませぬけれども、その辺の事務は、協議と申しませぬか、それはどのようになっておるのかと。

それともう一つ、これは県のほうの指導で、先般もお聞きしたところでございますけれども、いわゆる水道の一元化というんでしょうかね、統廃合、こうしたものも今、県のほうで進めていると。これも何回か会議がなされているというふうには伺っておりますけれども、21年度そしてまたできればこの22年度にわたって、その方向性、進捗状況、こうしたものも今後のこの御宿町の水道経営に大きな影響を与えるというふうには思いますので、その報告をいただきたいというふうには思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 有収率の関係でございますが、前年度が約91.2%で、21年度については先ほど申し上げましたように94.23%というふうになっております。23ページの給水量等という一番上の表がございますけれども、年間総給水量が21年度は94万3千、20年度が97万ということですが。有収水量にしてみますと88万9千と88万5千ということで、言い方は適切かどうかわかりませぬが、お金になる水の量が多くなったと。その割には給水する量が少なくて済んだと。これは大きな要因につきましては、漏水調査等による漏水箇所の改善というものが一番大きな理由になっているというふうには考えております。

また、経費の縮減についてどういう考えがあるかということでございますけれども、今申し上げたとおり漏水箇所の早期発見・早期改修、あるいは広域からの給水量の調整をしながら縮減にあたっていくというようなことが考えられると思います。

また、広域水道の大多喜ダムの方向性ということでございますけれども、先ほど石井議員もおっしゃったとおり、現在のところ動きについてはほとんどないというのが現状でございます。また、夷隅川の流域対策委員会ですか、それもまだ開かれていないというのが現状です。やはり今後、地元対策、そういうものが難しいものが出てくるのかなというふうには考えております。

また、県内水道の統廃合ということですが、これは一番大きな要因というのは、県の水道あるいは各地方自治体の水道の料金の格差があるということです。それと、体力的な問題もあるということで、基本的には水平統合には賛成だという意見が多くあります。ただ、一、二の団体はまだ中身が不明朗だとか、そういう意見もございます。

ただ、基本的には、県の方向性としましては、企業団の構成団体の理解が得られれば、早期

に水平統合を行いたいという考えがございまして、とりあえずは南房総地域そして九十九里水道企業団の2つの企業団を水平統合のまず初めの計画として考えているようでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。去年さまざまな経営努力があつて、結果が出されたというように承りました。

あと、統廃合の関係であります、いわゆる水道料金、一口に言って、この辺ではそんなに変わらないという認識かも知りませんが、たしか先般、新聞報道で、この近くの団体が全国トップクラスの水道料金だというような報道がなされたのはご承知のとおりだというふうに思います。いわゆるこの千葉県、とりわけこの房総の水道料金は極めて高いというのが実態だろうというふうに思いますので、引き続き県当局とも協力をいただきながら、水道料金の縮減をお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、監査委員からの報告もありましたけれども、たしかこの給水人口、当初計画で1万2,500というふうなうたわれておるといふふうに思います。今の決算書の22ページですか、ここに給水人口がわかりやすくグラフでかかれておるわけでありましてけれども、8千人を超えたということで、給水人口だと減るんですかね。いいんですよね、8千内外のところを指し示しているというふうに思うわけでありましてけれども、御宿町は石田町政になられてから、いわゆる定住化ということで、プロジェクトチームですか、何かをおつくりになられて、今、検討されているというふうな伺っておるわけでありましてけれども、そういう面ではまだまだ御宿町、この水道の基本計画から見て余裕が充分あるわけでありましてから、相当増えても水道施設は当面今のままで済むということが言えるのかというふうに思うわけでありましてけれども、この給水人口をどう見るかと。

そうは言いながら、現実的な給水人口、これが増えることによって、やはりお水を使っただけの方が増えるわけでありましてから、そうすると今年はたまたま県の補助金等もあつて黒字になったわけでありましてけれども、今後やはりたくさん増えて、適切に適正に水道を使っただいて、全体として増えていただければ、これはまた経営が改善されるということももう一方であるのは事実だといふふうに思うんです。もともと過大な設備投資と。過大と申しましようか、今から見ると非常に高い数値での設備投資をしてあるというのが事実だといふふうに思います。これらについては具体的にどういうふうな……。定住化ですよ、含めた作業がされておるのでしょうか。水道課もしくは関連の方からお聞きしたいというふうに思いますが。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） ただいま議員のおっしゃるとおり、この1万2,500の給水人口の算出ということでございますけれども、リゾートブームに乗った平成元年あたりの水道供給量を視野に入れた計画であったということでございます。

また、水道の場合はどこでも同じですけれども、人口密度の高いところのほうが設備投資をした経費が安くなると。これは水道以外にもあると思いますけれども、いずれにしても、この人口を増やす対策というのは、今、景気が不明朗な中で非常に頭の痛いところが現実ではないかというふうには思いますが、そういう中でも極力努力をしながら自然環境を守る。観光もそうですが、企業誘致とか、そういうものもしていただければ、水道のほうもありがたいということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 水道会計でお聞きしているわけでありましてけれども、これはやはり相互が連携して、当然ながら町づくりの一環で水道会計も黒字にしていくというふうになろうと思いますので。それは確かに実務上は水道課が所管のことであろうと思いますけれども、さっきもう一回手前で私はお聞きしたというふうに思いますけれども、では定住化策の中でどういう具体的な人口増を今検討されているんだと。随分たちますよね。もうそろそろ来年度の予算組みを含めて始まっていくというふうに思いますので、これは目玉政策だというふうに思いますんで、ぜひこの水道事業を黒字にさせていくという観点からもお聞きしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 定住化について、今後の町の重要な課題というふうに考えております。この10月1日に国勢調査をやりますけれども、これについてもそのときの人口が地方交付税の中で5年間かなり大きなウエートを占めてきます。そういう面で、人口が減っていきますと、国からのいろんな基準、それは人口に基づいた基準が多いわけですから、定住化を促進するというのが重要な課題です。

先日パンフレットをつくりまして、東京のほうのそういう場所に2カ所置いております。また、今、緊急雇用を使った中で定住化の調査を行っておりまして、今月中に、今日ですけれども、各区長さんをお願いして、各区から数名、またもともと住んでいる方、それと御宿台を中心に最近住まれた方、その方がどういうイメージを御宿に持っていて、どういうことが欠けているのかと、そういう調査をこの20日過ぎに行いたいということで、各区長さんをお回りすることになっております。そういう結果を踏まえた中で、御宿にとってどういうのが一番いいの

かと。それとまた、インターネットを利用して、首都圏の方に定住にはどういふことを求めるのかと、そういう調査も行いまして、今年度中に出来ますので、それをもとに定住化策を進めていきたいと。

また、今、町でも貸し農園を行ってまして、やっぱり田舎の魅力は、漁業もそうですけれども、土と親しむということもかなりのウエートを占めておりまして、全国でやはり空き家を含めた、行政が入った中で空き家バンクみたいな形式がどんどん進んでいます。それについても今、中で検討してまして。

ただ、課題として、その契約時点に行政が立ち入るのが、ほかの事例を見ても、その1点がなかなか困難だと。その課題にあたってまして、それについて、今、内部でそうはいつでもどうするのか。その辺については、先日の区長会でも町の意向をお話しした中で、各区として協力いただけることについて、今後その辺について一緒にご協力いただきたいということをご説明している段階でございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 最後になりますが、いわゆるやっぱり数値目標、こうしたものを設定しながら、それぞれの課、水道課だったら水道をどう運営をしていくのかということが大事だと思うんです。それは今そのための作業をやっているというふう思うわけでありましてけれども、できれば年度中にその数値目標を明確にさせていただいて、そこにどうそれぞれが力を合わせて町づくりをしていくのか、定住化を進めていくのかと。水道会計、経営改善がそれでどう図れるのかというふうになるというふうに思いますので、やっぱりその数値があって、初めてみんながそれに向かってそれぞれに具体化していくと。関係各課全部いらっしゃるわけですから。教育だって、今、少子化で大きな問題になっております。ということがありますので、その辺をやっぱり今後明確にされるということが大事であるということをご指摘して、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第 8 号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 2、議案第 9 号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第 9 号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、国民健康保険特別会計決算概要の 1 ページをご覧ください。

国民健康保険の加入者の状況でございますが、平成21年度平均加入者数は3,296人、世帯数は1,833世帯、加入者の内訳は、一般被保険者3,141人、退職被保険者は155人、全住民から見た率では加入者が41%、世帯では52.1%となっております。加入者、世帯数ともにほぼ横ばいで推移しておりますが、団塊の世代の退職、経済不況による失業などの影響を受けまして、今後は増加することが考えられております。

決算収支につきましては、歳入総額が11億6,937万7,618円、歳出総額は10億5,828万7,199円となりました。前年度と比較いたしますと、歳入では4.9%増、歳出は7.8%増となっております。歳入総額から歳出総額を差し引きました実質収支額は 1 億1,109万419円で、前年度の繰越金 1 億3,365万3,136円を差し引きました単年度収支額では、2,256万2,717円のマイナスとなっております。保険給付費の伸びに対しまして、財源となる税金や県支出金等の伸びがなかったことが主な原因となっておりますが、前期高齢者交付金の概算交付額が多くなっていたため、次年度の繰越金はある程度確保できておりました。しかし、今後の医療費の増加が続きまして、税金等が伸びない場合におきましては、会計運営は一層厳しくなる見込みとなっております。医療費の適正化、税の収納率向上にはより一層の努力が必要と考えております。

決算概要には、そのほか前年度の決算の比較や医療費の推移等の資料となるものをまとめてございます。

続きまして、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書をご覧くださいと思います。

7、8 ページの歳入歳出事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1 款国民健康保険税の調定額は 4 億1,801万5,558円に対しまして、収入済額 2 億8,471万

1,004円で、収納率68.11%、前年度と比較いたしまして1.96ポイントの減となっております。
内容につきましては、備考欄のとおりでございます。

2款使用料及び手数料の収入済額は19万5,500円で、督促手数料でございます。

3款国庫支出金は、調定額、収入済額ともに2億3,925万3,551円です。一般被保険者分の保険給付費と老人保健拠出金、介護給付費納付金、後期高齢者支援金を国が負担するものです。
内容は備考欄のとおりとなっております。

9、10ページをお願いいたします。

4款療養給付費等交付金は、調定額、収入済額ともに5,535万4千円です。すべて現年度分で、退職被保険者の医療費等に対する交付金です。退職医療費から保険税等を控除したものが社会保険診療報酬支払基金から交付されます。

5款前期高齢者交付金は、調定額、収入済額ともに2億5,805万8,148円です。65歳以上の前期高齢者の医療費に対しまして、支払基金から交付されるものでございます。

6款県支出金は、調定額、収入済額ともに5,354万7,803円です。高額医療費拠出金及び特定健康診査等事業費に対しまして、県から補助されるものです。

続きまして、11ページ、12ページをお開きください。

7款共同事業交付金は、調定額、収入済額ともに9,762万5,859円です。県内における市町村の保険料の平準化や安定化を図るために、市町村国保の拠出金により実施している共同事業となっております。

8款繰入金は、調定額、収入済額ともに4,595万3千円です。一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金は、保険税負担能力の低い低所得者に対しましての軽減相当額を一般会計から国保に繰り入れるものでございます。基金繰入金は、取り崩すことなく財源運営することができましたので、ゼロ円でございます。

9款繰越金は、調定額、収入済額ともに1億3,365万3,136円です。平成20年度からの繰越金で、療養給付費等交付金繰越金、療養給付費等交付金の返還金に充てるための繰越金です。

10款諸収入は、調定額、収入済額ともに102万5,617円です。

続きまして、13、14ページの雑入でございますが、社保等の加入により資格を喪失した後に国保で医療を受けた場合などの医療費の返還金と特定健診受診者からの徴収金です。

以上、歳入調定額13億268万2,172円、収入済額11億6,937万7,618円となりました。

続いて、15、16ページの歳出についてご説明をさせていただきます。

1款総務費、支出済額1,552万2,621円は、職員1名及び臨時職員の人件費でございます。連

合会負担金は、国保連合会負担金と支部負担金でございます。

徴税費は17、18ページと続きます。徴税のために必要な消耗品及び印刷製本費です。運営協議会費は委員会報酬で、会議を4回開催しております。

2款保険給付費は、支出済額6億8,908万603円です。前年度と比較いたしまして9.4%増加しております。高額医療費は、対前年度比23.2%の増となっております。

19、20ページをお開きください。

一般被保険者高額介護合算療養費は、21年度に初めて支出が2人分発生いたしました。退職被保険者高額介護合算療養費は、支出がありませんでした。移送費も同様に支出かございました。出産育児諸費は、出産10件です。制度改正がございまして、平成21年10月から22年度末までの間、支給額が4万円引き上げられまして、1件当たり42万円を支給することとなっております。

21ページ、22ページをお開きいただきたいと思います。

葬祭諸費は1件当たり7万円を20件に支給いたしました。

3款後期高齢者支援金等の支出済額は1億4,392万4,019円で、医療費に対しまして支援金と事務費拠出金です。75歳以上の後期高齢者医療制度を支えるために、各保険者が支援金を拠出するものでございます。

4款前期高齢者納付金等の支出済額40万9,232円は、65歳以上75歳未満の前期高齢者の医療を支えるため、各保険者が拠出するものでございます。

5款老人保健拠出金の支出済額861万6,154円は、老人保健制度への拠出金です。老人保健制度は平成19年度をもって廃止されておりますが、精算事務が残っているために、それに対しまして拠出するものでございます。

23、24ページをお開きいただきたいと思います。

6款介護納付金の支出済額5,837万158円は、40歳から60歳までの介護保険第2号被保険者の保険料分でございます。医療保険の中で徴収し、支払基金に納付するものでございます。第2号被保険者の対象人員は、平成21年度、月平均で1,284人となっております。

7款共同事業拠出金の支出済額は1億2,555万2,935円で、千葉県内の国保の医療費の平準化を目的とするもので、高額な医療が発生したときに医療給付者の負担を軽減するため各保険者から拠出し、医療費の状況によりまして各保険者に配分するものでございます。高額医療費共同事業は80万円以上の医療費、保険財政共同安定化事業は30万円以上の医療費に対しまして適用されます。その他共同事業は、退職医療者の該当者を把握するために、年金受給者の作成費

でございます。

8款保健事業費は支出済額1,041万235円で、短期人間ドック費用の補助金でございます。特定健康診査等は、平成20年度から導入された特定健康診査・特定保健指導にかかわる費用でございます。

25、26ページをお開きいただきたいと思います。

9款公債費は、支出がございませんでした。

10款諸支出金は支出済額640万1,242円で、国保の被保険者が社会保険加入、転入等によりまして、国保資格を喪失した際の手続の遅延等により過年度分の保険税の還付が生じた場合に、歳出科目から支出するものでございます。償還金は、平成20年度の療養費交付金、療養費給付負担金等の交付確定額により返還が生じたものでございます。

11款予備費は、支出はございませんでした。

以上、支出済額合計10億5,828万7,199円となりました。

27ページをお願いいたします。

実質収支に関しましては、歳入総額11億6,937万7,618円から歳出総額10億5,828万7,199円を差し引きまして、1億1,009万419円となりました。これにつきましては、全額平成22年度へと繰り越しをいたします。

28ページでございますが、財政調整基金の状況につきましては、平成21年度は基金の取り崩しを行いませんでしたので、前年度末の残高2,041万9,718円を継続して保有することとなります。

なお、本決算におきましては、去る8月26日に開催されました国保運営協議会におきましてご承認をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いをいたします。

綱島監査委員、どうぞ。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから、平成21年度の御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成22年7月27日に、午前10時から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

講評といたしましては、調定額に対しまして徴収率が毎年低下しており、平成18年度78.92%から21年度の決算では68.11%まで、3年間で実に10.8ポイント低下しております。徴収率の低下により不足する財源を税率の改正に求め、町民負担が増加することにより収納率の低下を招き、負の連鎖を生んでおり、危険な状況にあると考えられます。担当課長からただいま徴収率の向上に努めるというお話もございましたが、被保険者の公平性確保、財政の健全運営の観点からも、未収金の解消に最大限の努力をお願いいたします。

また、医療費の予想は困難と思われませんが、国・県の動向を注視し、各種交付金や国・県支出金の適正な見積もりを行い、効率のよい予算編成並びに執行に努め、国民健康保険事業の健全な運営に一層の努力を要望いたします。

なお、詳細につきましては、平成21年度御宿町決算審査意見書に報告してございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 20ページであります。出産育児諸費ということで、いわゆる不用額であります。126万円という単位になっておるかと思いますが、この不用額が生まれた理由、それについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） ただいま出産育児ということでございますが、当初予定された数から見ますと、当初は現在の見込みの倍ぐらい見込んでましたが、半分ぐらい減ったというような状況でございます。実績によるものです。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） それは対象の方が本町より転出されたという。要するに、予算組みがありますよね。それはどうやって、その積算の根拠はちょっとわかりませんが、出産予定者をどう把握されるのかということもあろうかと思えますけれども。ですから、その中で出産を予定していたけれども、さまざまな理由で転出されたというふうになると、多分この予算から該当しなくなるのかなと。ちょっとわからないんです。事実関係ですよね、その辺があるのかないのか、それからその積算についてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 当初の出産育児の動向でございますけれども、ちょっと手元

に今、資料がございませんので、後ほど確認させていただきますが、今の状況といたしましては、対前年度比の状況に応じた中で、概算要求として当初は見ていたのではないかというふうには考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 水道会計で申し上げましたけれども、先般も議会として視察したところでありますが、長野の下條村でありますか、ここは県内でトップクラスの出生率を誇っているということで、さまざまな政策などの紹介があったわけでありましてけれども、先ほどから申し上げております定住化促進という中で、やはり特に若い方々にどう御宿町に住んでいただくかということも大きな課題であるというふうに思いますので、これを踏まえまして、この出産育児一時金というは次の課題かとは思いますが、密接な関連がございますので、きちんと施策的な位置づけというのが必要だというふうに思うわけでありまして、その辺についてどのように今、調整されているのか、あれば答弁いただきます。

（発言する者あり）

5番（石井芳清君） なければいいです。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） やはり議員の言うとおりに、今、団塊の世代の方が職を終えて、ついの住みかということで首都圏近郊にいらっしゃる例が多いわけですが、御宿にはそのほかにやはり自然もありますし、逆に住民票を置かなくても、家を借りてサーフィンをされる方が、浜地区、須賀地区、いまだにかなり多くて、そういう面では、マンションも含めて空き家が埋まっているという状況、不思議な状況といえますが、あります。外国の方もやっぱりここに住んで事業を始めていると、そういう事例もありますので、単に高齢者の方だけでなく、若い世代を含めた中で定住化を進めていきたいということを考えていきたいというふうに思っています。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。補正と、今後そういう喜ばしい報告をぜひ受けたいと思っています。

あともう一つ、不用額のことによってちょっと金額が大きいところがありまして、お伺いしたいんですが、これは23ページから26ページになるんでしょうか、保健事業費、特定健診ということで、26ページでありますか、324万何がしという不用額が計上されておるわけでありましてけれども、この事務内容についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 特定健診につきましては、町が実施しているもの、それから人間ドック等の助成でございます。受診率につきましては、最近の傾向といたしまして、病院等でそのまま健診をする。病院で健診をして、対応している方が非常に多くなっておりまして、受診者の減によりまして、町の実施する金額が当初見込みよりも減少したということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

そうしますと、これは決算書よりも決算概要のほうが非常にわかりやすくまとめられておりますので、そちらを見たいと思いますけれども、これの10ページから11ページですか、こちらに医療費の推移という項目がございます。2番目に棒グラフになっておりますけれども、これをどう見るかということだろうというふうに思うんです。

先ほど監査委員からの報告にもありましたけれども、その次のページの13ページには収納率のグラフもございます。そうした中で、やっぱりこの医療費を縮減をしていくということも1つ大きな課題であろうかというふうに思います。それは使うなということではなくて、やっぱりどう健康づくりをしていくかというふうになるかと思えます。

この間、御宿町は、この事業ということで1課に集中して、体系的にさまざまな施策をとっていけるという対応を事務的にはとってきたというふうに理解をしているわけでありましてけれども、その中で先ほどのこの健康づくりをどう実施をしているのかと。

また、健康な町民の中で結果的に医療費が縮減をしていくという形が一番望ましいのではないかとこのように思うわけでありまして。それが御宿町として一つ取り入れる施策ではないかと思えます。

それから、その中で先ほどの特定健診でありますけれども、それではその特定健診の絶対的な受診率というんですか。要するに、医療機関にかかって町で行わなくていいというようなお話があったわけでありまして、それも含めて、健診事業また健康づくり事業を含めて、この21年度はどのような施策分野をされてきたのかと。その中で、また今後どのように施策を運用していくのかということについてお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、特定健診の受診関係でございますが、21年度は対象者数4,076人に対しまして、受診者が1,036人。受診率といたしまして25.4%でございます。

実際にこういう方々の受診に関しましては、今後、中の案内とか適切な対応をしていきたいとは思っております。今回もある程度の人員を配置いたしまして、案内のわかりやすさ等対応をさせていますが、なかなか今、全体の受診率をあげる事は難しく。どうしても受診の結果、医療機関での再診という形をとることが多々ございますので、それでは直接医療機関で受診をしたほうがいいのではないかというふうな考え方が出てきてしまうということが多く見られると思います。

今後につきましても、受診状況を見ますと、1、2%ずつですが、少しずつ減ってございます。高齢者の皆さんがいらっしゃることもございます。というのは、高齢者の方々はほかの医療機関でかかっておりますので、こっちの健診をしないとか、そういう方もいらっしゃいますので、そういうものがいわゆる減少につながっているのかなということでございます。ただ予防等におきましては、町のほうも鶴亀教室ですとか健康保健事業、あるいは相談事業、こういったものを各区の区民館等に出張いたしまして対応はしてございます。

ただ、今後につきましてということでございますが、実際に医療機関の受診ということが近年多くなってきてございまして、それがいろんな救急車の利用とか、医療保険の話にもかかわってくるのでございます。やはり健康であっても、ちょっと何か予防的に心配だとお医者さんにかかってしまうということになりますと、なかなか町の受診を上げていくというものが難しいのかなという考えはしております。

ただ、身近な健康診断として、遠くに行かなくても30分から40分で終わりますので、やっぱりこういったもののメリットもご説明しながら、医療機関でかかりますと、当然、国保からの支出も多くなりますので、そういったPRもしていかなければいけないのかなというふうには考えております。

以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第3、議案第10号 平成21年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第10号 平成21年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

老人保健特別会計につきましては、平成19年度で制度が廃止となり、平成21年度は過年度分の請求漏れ等による精算事務となっております。

決算書の5、6ページの事項別明細書、歳入よりご説明いたします。

歳入につきましては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、町一般会計からの繰入金ということになってございます。

19年度の繰越金により運営されておりますが、1款支払基金交付金、収入済額1万9千円でございます。

2款国庫支出金の収入済額は609万2,138円で、医療費の前年度精算分でございます。

同じく3款県支出金は、収入済額13万3,284円でございます。

4款繰入金、収入済額150万円は、一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金3万8,739円は、前年度繰越金でございます。

6款諸収入の収入済額は117万9,788円で、過払いによる国保連合からの還付金と第三者納付金といたしまして交通事故による求償事務により収入済額でございます。

歳入総額は896万2,949円となりました。

歳出につきましては、7、8ページをご覧いただきたいと思えます。

1款医療諸費の支出済額は、過年度分の医療費として24万7,172円でございます。老人保健診療報酬として、支払基金へ6万3,711円と高額療養費41件分で18万3,461円でございます。

2款諸支出金は、基金、国・県の精算の償還金と一般会計繰入金として626万4,068円を支出し、歳出総額は651万1,240円となりました。

歳入歳出の収支は、9ページの実質収支に関する調書でご説明をいたします。

歳入総額896万2,949円から歳出総額651万1,240円を差し引きました実質収支は、245万1,709

円となりました。

この会計は平成22年度で精算終了の予定でございますが、今後も請求漏れ等による事務が発生した場合を想定いたしまして、関係機関と今後の対応につきましては連絡調整してまいりたいというふうには考えてございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いをいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成21年度の御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成22年7月27日午前10時から、役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

講評といたしましては、ただいま担当課長のほうからお話ございましたが、平成20年度から後期高齢者医療特別会計に移行したことから、本年度は精算事務ということであるため、95%と大幅な減額となり、平成22年度で会計が閉鎖されるということになります。

なお、詳細につきましては、平成21年度御宿町決算審査意見書によって報告してございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

ただいまより10分間の休憩といたします。

（午前10時30分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員席におかれましては、ちょっと暑いんで、上着を脱いで結構でございます。どうぞ。

（午前10時43分）

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4、議案第11号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第11号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。

決算概要書によりご説明いたします。

1ページをご覧いただきたいと思います。

決算概要でございますが、後期高齢者医療制度は高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい医療制度を設けることとし、平成20年度に創設されました。

運営主体は、都道府県内のすべての市町村が加入する広域連合を発足し、広域連合では保険料決定、賦課決定、医療の給付等の事務を行い、市町村は保険料の徴収事務を担ってございます。

被保険者は、広域連合の区域内に住所を有します75歳以上の方及び65歳から74歳までの重い障害のある方が加入対象者でございます。医療費の患者負担は1割であります。現役並み所得の方におかれましては、3割負担ということになってございます。

決算収支におきましては、歳入は保険料で74.6%、一般会計からの繰入金は22.4%で構成されております。歳入合計1億1,395万7,942円でございます。保険料の徴収率は99.74%ございました。

歳出は、徴収事務に関する費用で3.1%、広域連合への納付金96.7%で構成されてございます。歳出総額で1億234万1,529円となりました。

後期高齢者医療制度の負担割合を3ページの円グラフにて示してございますが、国33.4%、県と町が同率で8.3%、保険者支援金が40%でございます。この支援金は、国保や社会保険加入者の負担で賄われてございます。残りの10%が加入者の保険料というふうな体系でござい

す。

続きまして、決算書の5ページ、事項別明細書の歳入よりご説明をいたします。

1款後期高齢者医療保険料、調定額8,525万800円に対しまして、収入済額8,525万600円で、徴収率は99.74%でございます。

2款繰入金の収入済額は、2,556万429円ございました。事務費繰入金は、特別会計を執行するための事務費を町一般会計より繰り入れしたものでございます。

3款諸収入は22万800円で、保険料の還付金でございます。

4款使用料及び手数料は、保険料の督促料576件分でございます。

5款繰越金は、平成20年度繰越金といたしまして309万3,513円ございました。

7ページ、歳出についてご説明をいたします。

1款総務費318万3,713円は、電算管理委託費と郵便料や印刷料が主な支出となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、9,893万7,016円を千葉県後期高齢者広域連合へ納付いたしました。これは被保険者の保険料と保険基盤安定のための町の負担分でございます。

3款諸支出金の22万800円は、保険料の過年度還付金でございます。

9ページの実質収支に関する調書についてご説明をいたします。

歳入総額1億1,395万7,942円から歳出総額1億234万1,529円を差し引きました1,161万6,413円は、精算金といたしまして、21年度会計で広域連合の財源に充当いたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いをいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） では、平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成22年7月27日午前10時から、御宿町役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合をした結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

講評といたしましては、後期高齢者医療制度が平成20年度に創設され、本年度で2年目を迎えたわけですが、高齢化の進展により加入者数は年々増加傾向にあり、本年度でも75歳以上の加入者は43名増加しました。また、診療報酬の値上げ等により医療費の増加が見込まれ、一般会計の義務的経費の占める割合が高くなることが予想されます。千葉県の構成市町村が加入す

る広域連合が運営主体であるということから、広域連合の事業内容を充分精査し、国・県の動向を注視し、適正な予算編成及び執行を要望します。

なお、詳細につきましては、平成21年度御宿町決算審査意見書により報告してございます。以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 決算書の5ページ、6ページであります。後期高齢者医療保険料ということでありまして、収納率が現年度分で99.74%、過年度分で40.48%というような数字が載っております。この中で、まず1つは保険証の発行状況がどのようになっているかと。

もう1点は、たしか普通徴収と特別徴収と2通り徴収方法があったというふうに思うわけですが、この普通徴収、特別徴収は何ぞやということと、じゃその中でこの収納率はどのようになっているのかということが事務としてわかれば、答弁いただきたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、保険証の関係でございますけれども、こちらにつきましては、21年度は短期として発行したことはございません。ゼロ件でございます。

それから、普通徴収とそれから特別徴収ということでございますが、特別徴収につきましては、いわゆる年金から天引きをされる徴収方法でございます。普通徴収というものにつきましては、一般の納付書によりまして納付をしていただくという納入の仕方でございます。

年金のほうにつきましては100%でございますし、直接納付につきましては、6名の方が未納という形の数字が出てございます。

徴収率といたしましては、全体としては74%ですが、特別徴収のほうにつきましては100%納入されているという形でございます。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 特別徴収と普通徴収ということで、特別徴収、いわゆる天引きですよね。これについては100%と。普通徴収ということですが、これがいわゆる町が事務を行うことというふうに解しております。

それで、その区分けはどうなっているのかと。なぜ普通徴収が発生するのかと。たしか普通徴収においては、年度途中でこの当該の年齢に達したという方が普通徴収になったのではないかというふうにも伺っておりますけれども、その辺の事務の扱い方。

1つ問題としてあるのは、当然、この前からも……。あと年齢の問題がありますよね。その辺も含めてちょっと説明をいただきたいんですけども、年度途中で変わって、いわゆる納付書が来て、今まできちんと天引きされていたのに、急に普通徴収になったと。いわゆる納付書が来たところ、その事態をよくのみ込まないというのか、よく理解されない中で、これは多分勝手に領収書というんですかね、そのように解して、そのまま放置してしまったと。督促が来て、おかしいじゃないかというような事例も全国的にはあるというふうに伺っておるわけでありまして、そういうことも踏まえまして、普通徴収、特別徴収、なぜ普通徴収が起こるのか。それはたしか町が行っているというふうに思うわけでありまして、その事務の内容と、今言ったような途中の年度の中で該当する、そういう人たちの事務の内容について伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 特別徴収、普通徴収ということでございますが、年金の年額が18万円以上の年金を受け取っている方が、原則として年金から保険料が天引きをされる、いわゆる特別徴収と言われるところであります。18万円未満の方につきましては、個別に納付を行っていただいております。町に納付していただきます。これを普通徴収というふうな分け方でございます。

それから、年齢が変わった切りかえの場合ということがございますけれども、これにつきましては、事前に私どもから通知を差し上げておるわけでございます。やはり急に入れかわったことによって、戸惑いというのは確かにございますので、それにつきましては、老人クラブの連合会の会議等で、一応この制度につきましてご説明をさせていただいた経過もございます。事前に通知している中でお問い合わせがあった場合には、すぐ職員のほうでご連絡をしてご説明をさせていただいております。今後の啓発事業につきましても、また老人クラブ連合会等の集まりがございました中で、そういったことについてのご質問をいただければ、お話をしていきたいなとは思っております。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 次に、8ページでありますけれども、総務管理費ということで、委託

料、括弧をいたしまして、制度改正対策業務ほかということで、262万何がしというような決算額となっておるわけでありまして、この業務の内容です。

それから、本会計は2年目ということの決算ということでありまして、これは制度ができましたから、もう皆さんご承知のように、たくさん国民の中からこの制度についての異論、議論がわき起こっているわけでありまして、これは何回ほどの制度改正が行われたのかと。

それで、ご案内のとおり、これは政府・与党におきましては当然廃止ということで、今、調整協議。その内容については、承服しかねる、そういう報道も具体的にはあるわけではございますが、今日はそこには触れませんけれども、やはりこうしたもともと不備であったと、国民に理解を得られない制度だったのかなというのがこうしたものから類推できるわけでありまして、この事務内容、それから何回ほど制度改正があったのか、伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 8ページの委託料の内容でございますが、こちらにつきましては、所得の低い方等のシステム改修をいたしましたので、これに伴う委託料でございます。

制度改正の状況でございますが、今、議員からのご指摘がございましたように、国が改めた今回の制度、高齢者医療の見直しがございまして、これに伴います制度の改正というのがうたわれているわけでございます。本制度につきましては、平成20年度に後期高齢者医療制度が施行されたわけでございますが、その後、平成21年に高齢者医療制度改革会議が発足いたしまして、この中でいろんな審議がされておるわけでございます。

今回もいろいろな議論がある中で、国保を2段階立てにするとか、いろいろな報道が出てございますけれども、制度改革自体につきましては、2度ほど行ってきたというふうに伺っておりますが、その中で改めて後期高齢者医療制度の内容を国のほうが年内にある程度一つの方向性を出していきたいという情報がございまして、これを受けまして、年明けぐらいには改めた方向性が出てくるのかなと。それによりまして、本制度の考え方がある程度、一定の方向性が出てくるのではないかなというふうには考えてございます。

一応21年の制度改革の会議が設置された後、今申しましたように最終中間取りまとめを今年中と、最終取りまとめが22年度末というふうになっておりますけれども、ただ一部には23年早々には、まず法案の提出というふうなお話もございまして、これは国会が今、非常に微妙な動きを示しております。ただ最終スケジュールは25年4月ということはもう既に公表されてい

るような状態でございますので、これに向けた制度の施行が、一応見込みとしまして25年4月というふうに言われているようでございますので、これに向けた新たな対応というのがこれから出てくるだろうというふうには考えてございます。

以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第5、議案第12号 平成21年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第12号 平成21年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をさせていただきます。

決算概要書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成19年度に開設いたしました地域包括支援センター業務も3年を経過いたしまして、高齢者からの相談内容も複雑な事例や地域に関連した介護サービスについての相談が多くなっておりますが、介護保険サービスでは担えない安心や安全への取り組みを地域支援事業として実施してございます。総合相談や介護予防ケアマネジメントは、主におんじゅく地域包括支援センターが中心となって実施いたしまして、自立につきましては、福祉関係事業所や地域との連携による支援を目指してございます。

介護保険制度は12年度から始まりまして、21年度で10年を経過いたしましたが、急速に進む高齢化の進展の中で、要介護認定者の急増や保険給付費も大きく伸びております。

本町の65歳以上の第1号被保険者は、21年度末で3,196人となっております。対前年度比で53人の増加となっております。また、第1号被保険者のうち後期高齢者は53.3%と、人数、率ともに増加傾向にあります。

収支につきましては、2ページの決算収支の状況でございますが、平成21年度の決算は、歳入総額7億1,173万475円で、前年度より8,225万5,647円、率にいたしまして13.1%の増となっております。保険料の改定や給付費などの増額に伴います国・県、支払基金などの法定負担率が増えたことが要因となっております。

歳出は6億8,508万7,869円で、前年度と比較いたしますと、率で14.5%、8,666万6,517円の増額となっております。主な要因は、介護給付費の増額によるものでございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました実質収支は2,664万2,606円で、対前年度と比較いたしますと14.2%の減となっております。

歳入歳出決算の状況につきましては、決算書よりご説明をいたします。

決算書の5、6ページの事項別明細書の歳入をご覧くださいと思います。

1款介護保険料の収入済額は1億1,965万6,600円で、不納欠損は36万5,800円、収入未済額は146万5,500円で、収納率は98.49%です。

2款使用料及び手数料は1万6,900円で、督促手数料です。

3款国庫支出金は収入済額1億5,111万2,150円で、保険給付費に対する国の負担金で、収入の21.2%を占めてございます。

4款支払基金交付金は1億9,018万5千円で、介護納付金に係る支払基金からの交付金で、収入の26.7%となります。

5款県支出金は9,830万9,075円、保険給付に対する県の負担金で、収入の13.8%となっております。

7、8ページをお願いいたします。

6款繰入金は1億2,135万7,364円で、保険給付費や事務費などに対する一般会計からの繰入金と基金の取り崩しによる繰り入れで、収入の17.1%となりました。

9、10ページをお願いいたします。

7款繰越金3,105万3,476円は前年度繰越金で、収入の4.4%でございます。

8款諸収入3万9,910円は、保険給付費返還金と認定調査委託事業の収入でございます。

以上、歳入調定額7億1,356万1,775円に対し、収入済額は7億1,173万475円、収入未済額は146万5,500円となっております。

歳出につきまして、11、12ページをお願いいたします。

1款総務費は、支出済額2,725万3,245円です。内容は、職員人件費と介護保険にかかわる事務消耗品などです。

13ページへと続いてまいります。

2款保険給付費は支出済額6億3,150万1,548円で、居宅サービスと施設サービスに対する給付費で、内訳は備考欄のとおりでございます。

15、16ページをお願いいたします。

3款財政安定化基金拠出金は、財政安定化のための県への拠出金でございます。昨年度はございませんでした。

4款地域支援事業費は支出済額1,648万6,005円で、地域包括支援センター運営費として、介護予防事業展開のための保健師の人件費や介護予防啓発普及事業費が主なものでございます。

17、18ページと続いてまいります。

19ページをお願いいたします。

5款諸支出金は支出済額984万7,071円で、保険料の還付や国・県、支払基金への返還金と町一般会計への20年度精算金としての繰出金でございます。

以上、歳出における支出済額は6億8,508万7,869円となりました。

実質収支に関する調書につきましては、21ページをお願いいたします。

歳入総額7億1,173万475円から歳出総額6億8,508万7,869円を差し引きました実質収支額は2,664万2,606円で、平成22年度へ繰り越しいたします。

基金からは、保険給付費に充当するため、介護給付費準備基金としての5,311万8千円から、御宿町介護給付費準備基金条例第6条の規定によりまして、713万9千円の繰り出しを行いました。平成21年度末の現在高は、4,597万9千円となっております。

同様に、平成21年度に新しく設けられました介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための介護従事者臨時特別基金663万2,198円から、469万9,364円の繰り出しを行いましたので、平成21年度末現在高は193万2,834円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いをいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成21年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成22年7月27日午前10時から、御宿町役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合をした結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

講評といたしましては、介護保険制度が見直され、療養病床廃止また介護従事者の処遇改善等によりそこで暮らす地域に、より一層の介護保険施設の充実が望まれております。本年度はこうした医療制度の改革に伴い、歳入歳出決算額は2けた台の大幅な伸びを示しており、中でも介護保険の保険料基準額の引き上げにより、保険料は1億1,965万6千円で、前年度に比べまして2,318万4千円、率にして24%の大幅な伸びとなっています。被保険者の負担も毎年増加しております。

高齢化率の高い御宿町におきまして、被保険者の伸びに伴い要介護認定者や介護サービス利用者が増加し、保険給付費は年々増加しており、財政力の小さな町で一般会計からの繰り出しにつきましても限界があり、大変厳しい環境にあると考えます。効率のよい予算執行に努め、利用者が安心してサービスが受けられるような仕組みを構築し、介護保険事業の健全な運営になお一層の努力を要望します。

なお、詳細につきましては、平成21年度御宿町決算審査意見書により報告してございます。以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 決算書の13、14ページ、保険給付費とございますが、いわゆる不用額、先ほどから他会計でもご指摘させていただいておりますけれども、居宅介護サービスですね、負担金関係、これは介護サービスですか、それから予防サービス、これも121万円。先ほどのは675万8千何がしですか。それから、次のページ、地域支援事業、こちらのほうも当然162万何がしということで、20ページ、最後、歳出合計の不用額が1,265万何がしという決算額になっておるわけでございますが、今幾つか指摘した大きいところ。ただ、内容といたしましては、使っていただかなくてよかったという内容と、本来使っていただくべきと、私は2種類あるというふうにも理解をしております。

それで、先ほどのご説明の中で、認定者の中の利用者が85.1%とおっしゃいましたか。いわゆる認定者がすべてサービスを利用されていないと。要するに、認定者とサービス利用者との乖離があるというようなご説明であったかと思えます。

それは決算概要の17ページでありますけれども、その上段に認定者・利用者の状況というグラフが示されておりまして、平成12年度から21年度までの棒グラフとそれから折れ線グラフで示されているというふうに思うわけですが、この中の折れ線グラフ、下の説明では、真ん中の黒四角ですか、ひし形の。黒四角が認定者、白三角がサービスの利用者ということで、このグラフを見ますと、平成15年、これはそれが同数であったと。グラフからは100%かなと。それから徐々に広がっておりまして、21年度、これは大幅に乖離をしてきているという実態をこのグラフは示しているというふうに思うわけですが、そうしますと、これは認定というのはやはりしかるべき体の状況があって認定されると。要介護とか支援だとか、いろいろその内容はあろうかと思えますけれども。それと、この率の乖離があると。それから、先ほどのいわゆる不用額が起きているという関係について説明をいただきたいと思えます。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、居宅介護施設サービス、いろいろ給付関係がございますけれども、現状といたしましては5段階の介護区分がございます、各区分によりまして月々に利用できる金額に上限が設けられています。ここの区分の審査につきましては、広域で現在対応して認定審査をしているという状況でございます。当初、介護給付費等の予算概算につきましては、2009年の高齢者保健福祉計画あるいは第4期の介護保険事業ということで、ある程度高齢化が急速に進展していく、あるいは今まで居宅介護であった方が施設介護に変わるとか、または一般の方からの介護サービスの需要というものがどんどん増えてくるだろうと、またもうちょっと重症化してくるだろうというふうなことも想定した中で見込まれる介護保険計画を立てまして、それに基づいた予算設定ということでございます。議員のご質問の認定によりサービスの必要な状況にありながら、認定のサービス利用をしていないんじゃないかというふうなご危惧をいただいておりますけれども、これにつきましては、やはりある一定の個人負担が当然ございますので、そういった中で、その費用の負担の問題もあるやに考えられます。

それから、全体としての伸びとしては、少しずつ横ばいながら上昇しておるわけでございます。ただ、担当者として地域包括支援センターで皆さんの状況をお聞きしながら、住みなれた場所で住みなれた老後を迎えていただきたいというようなことで、やはり在宅介護での支援というものには力を入れてきている状況でもございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番(石井芳清君) ちょっとよくわからないんですけども、ちょっともう一度再質問しますけれども、確かに計画と……。たしかおよそ3カ年、通年の中での計画という形で、この間、計画は推移してきたと思います。その中で介護保険料設定をしていくと。それから、いわゆる具体的ないろんなサービス、介護料ですね。介護料が設定されて、介護保険料になるのかもわかりませんが、いずれにしても設定をしていくということの今説明をいただいたと思うわけですが、それで、同じ答弁になるのかと思いますけれども、居宅の部分それから予防の部分ですね。それから、もう一つ、それをお聞きしなかったかな。それから、包括支援ですね、地域支援事業ですね、介護予防事業。それから、もう一つ、わかりやすいのは20ページ、これは紙おむつ等の給付ということでございまして、これが37万1,667円不用になっております。この辺はもう少し利用が進んでいいのか、それとも大変元気になられて通常の生活ができるという状況になったのかどうか、ちょっと内容をよく承知しておりませんが、具体的にどういう状況があったのかということで、ちょっと一つ一つ、すみませんがもう一度説明をいただければというふうに思います。

議長(新井 明君) 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長(多賀孝雄君) 紙おむつ等につきましては、重度の介護状況によりまして支給をしているわけですが、あくまでも在宅によるサービスの場合についてのみ支給することが要件です。更に悪くなって、施設入所した場合は支給いたしません。

(発言する者あり)

保健福祉課長(多賀孝雄君) ちょっと申しわけありません。後で実数確認し、報告します。

議長(新井 明君) 5番、石井芳清君。

5番(石井芳清君) 全体的には、先ほど課長から説明があった中で、要するに、これは要介護の認定を受けたとしても、サービスの中で一定の負担があると。その中で利用が差し控えられているという実態があるという報告をいただいたというふうに思うんです。町長、これは大変問題だと思うんです。この介護保険というのはもともと契約行為であります。ですから、本来、先ほど高い保険料がさらに上がってきたという中で、じゃそういう該当をしたと。申請をしたら認定を受けたと。ところが、実際使おうと思ったら、その利用料というんですか、全体的な個人の負担を含めて、利用できないというのが明白になって、しかも乖離をしてくると。広がっているというのは、町長、私は大変ゆゆしき事態だというふうに思うんです。

町長、公約の中でも、施設サービスですね、これも利用できるようにしたいということをはっきり述べられていたと思います。その内容については、何回かの議会で議論した経過はありま

すけれども。

そうすると、町長、これはまさに在宅サービスそれから施設サービスも含めまして、特に施設サービスでもそういう実態があるということのようでありますので、これはそういうしかるべき所得また対応については、町長の権限でこういうものは一定措置できると。例えば多くの自治体では、一定の収入、生活状況に応じて減免制度を設けているという自治体もあろうかというふうに思います。町長、そうしたところも研究されて、多くの方が本当に安心して暮らせる町づくり、介護保険。

実態として、それは財政も厳しいと思います。町のとれる範囲も限られているというふうに思いますけれども、町長、そうしたことを今後、検討されるおつもりはあるかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ご指摘の件につきましては、内容をよく精査しまして、また介護保険に関する運営協議会等の皆さん方のご意見をいただきまして、研究検討していきたいと思いません。

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第13号 平成21年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第13号 平成21年度御宿町一般会計歳入歳出

決算の認定についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出決算収支でございますが、決算書の109ページ並びに決算概要の7ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度一般会計決算は、歳入総額33億7,315万5,107円、歳出総額31億5,229万755円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支では2億2,086万4,352円の黒字決算となりました。

また、平成22年度への繰り越し事業充当財源3,694万2,850円を差し引きました実質収支額は1億8,392万1,502円となり、実質収支の標準財政規模に対する実質収支比率は、前年度と同じ8.3%となりました。

また、実質収支を前年度と比較する単年度収支は832万6,516円の黒字となり、これに財政調整基金積立金等を加えました実質単年度収支は7,769万9千円の黒字となりました。

黒字幅の増額は、住民サービスへの効果的な還元を考えますと、単純に評価できませんが、数次にわたります国の経済対策の有効利用を優先的に進めたことや、9月に行われました記念式典等、400周年関連事業に町を挙げての対応に努めたこと等が理由に挙げられます。

また、将来の財政需要を見据え各種基金の積み立てを行うことにより、実質収支は縮小されますが、国・県支出金のほとんどが出納整理期間であります4月、5月に収入されるため、例年、3月末での資金収支は非常に厳しく、年度内における剰余金の基金積み立てには判断に苦慮することから、実質収支額は膨らみやすい傾向にございます。

次に、款別の歳入歳出決算の主な特徴についてご説明いたします。

初めに、歳入決算の状況でございますが、決算書の1ページから6ページ及び決算概要の2ページをご覧くださいと思います。

歳入総額33億7,315万5千円、前年度と比較いたしますと3億1,663万9千円の増額、10.4%の増加となりました。

増額の主な要因といたしましては、景気低迷により町税が4,316万6千円、率にしまして4.3%減少したものの、町税の落ち込みにより普通交付税算定に用いる基準財政収入額の減少に加え、基準財政需要額に新たに地域雇用創出推進費が創設されましたこと等によりまして、地方交付税総額で8,235万7千円増額の9億4,747万6千円になったことや、また国の経済対策による地域活性化臨時交付金が数次にわたり交付されたこと等、またそれに加えまして定額給付金事業により国庫支出金が2億6,915万9千円の増ということになったことによるものでございます。

歳入構成比で見ますと、町税の歳入に占める割合は28.5%、決算額は9億6,060万4千円で、

先ほど申しあげましたとおり、前年度と比べ4,316万6千円の減となりました。

各税目ごとの内訳につきましては、決算概要8ページにお示ししてございますが、町民税は個人住民税、法人住民税ともに景気の低迷を受け、個人が1,350万6千円、法人が734万7千円、合計で2,085万3千円の減額となりました。

また、固定資産税につきましては、評価替えに伴い家屋が1,449万6千円減額となったことを初め、土地につきましても523万3千円減少しております。この傾向につきましては、当面の間は続くものと認識しております。

また、町たばこ税につきましても、禁煙志向の高まりなどから売り渡し本数が減少したことが影響し、前年度と比較して265万9千円の減額となっております。

町税の中で唯一軽自動車税が若干伸びておりまして、これも景気低迷を受け、燃費のよい軽自動車への買いかえが進んでいるというものと思われまます。

徴収率は現年分で96.3%と、前年度に比べ0.4ポイント低下し、自主財源の確保に向けて課題を残す結果となりました。

決算概要2ページにお戻りいただきまして、2款地方譲与税及び8款自動車取得税交付金ですが、道路特定財源の一般財源化に伴い、新たに地方揮発油譲与税が創設されました。その一方で、自動車重量税や自動車取得税等について、景気や環境対策などの観点から軽減措置が限定的に図られ、地方譲与税で328万2千円の減額、また自動車取得税交付金で994万3千円の減額となりました。

3款利子割交付金及び4款配当割交付金につきましては、やはり景気低迷を受け減額となっております。

また、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、利用プランの工夫等、ゴルフ場の経営努力により利用者が増加したため、前年度より325万9千円増の2,757万千円となっております。

9款地方特例交付金でございますが、減収補てん特例交付金に自動車関係諸税の減収補てんが加わったことから、442万3千円の増加となりました。

10款地方交付税及び15款国庫支出金につきましては、先ほどご説明した理由により、それぞれ増額となっております。

12款分担金及び負担金ですが、経費節減により、いすみ市からのごみ処理負担金が減額となった一方、漁港整備や中山間地域総合整備事業の事業費増額に伴う受益者負担金の増により、前年度と比べ85万3千円の増額となっております。

13款使用料は、記念館や公民館の利用者増による増額となった一方で、町営プール入場料が

減額となったことから、施設使用料の伸びはございませんが、前年度には鉄塔工事によります道路占用という特殊要因があったことから、21年度では総額99万2千円の減額となっております。

16款県支出金は、県民税取扱費の見直しや前年度にあった県の選挙執行委託費がなくなりましたが、緊急雇用創出事業補助金等により825万4千円の増額の1億7,678万8千円となっております。

17款財産収入でございますが、町有地の貸地料につきまして、21年の固定資産の評価替えによる地価の下落を反映させたこと等により減額となっております。

18款寄附金は、活力あるふるさとづくり寄附金として8件、138万4千円の寄附がございました。

20款繰越金につきましては、平成20年度からの純繰越金及び繰越事業充当繰越額で総額1億8,464万9千円、前年度と比べて3,631万9千円増加いたしました。

22款町債は、前年度と比べ3,280万円減額の1億2,300万円を発行いたしました。発行額のうち1億1,380万円は普通交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債であり、財政制度上、有利な起債に努め、公債残高は前年度と比べ2億2,854万9千円の減額となっております。

次に、歳出決算でございますが、決算書の7ページから10ページ及び決算概要の3ページをご覧くださいと思います。

総額31億5,229万千円を支出し、繰り越し分を除いた実質上の執行率は98.3%となりました。

目的別歳出決算の状況でございますが、決算概要によりご説明させていただきます。3ページをご覧くださいと思います。

議会費は、前年度と比べ144万3千円増の6,294万8千円となりました。各委員会の充実や議会広報窓口としての議会だよりの発行など、町民の意見要望にこたえる議会活動が行われております。

総務費は、構成比22.3%で、7億274万6千円を支出いたしました。支出内容は、庁舎管理経費や各区の運営経費補助、また定額給付金の給付や400周年記念事業のほか財政調整基金積み立てにより、前年度と比べ1億6,519万4千円、30.7%の増額となりました。

民生費は、歳出構成割合の20%を占め、6億2,991万円を支出いたしました。高齢者、障害者福祉の充実に対する経費や保育所、児童館の運営経費、出産育児祝い金の交付、児童手当の支給などを行ったほか、後期高齢者医療特別会計を初めとする各特別会計への繰り出しを行い

ました。また、経済危機対策臨時交付金を活用し、御宿児童館耐震補強事業を実施いたしました。前年度と比べ3,450万千円の増額となっております。

衛生費は、構成比16.4%の5億1,678万7千円を支出いたしました。清掃センター施設整備は減額となりましたが、大原聖苑焼却炉改修に伴う火葬業務負担金が増額になったほか、地域活性化臨時交付金を活用しました上水道配水管の布設がえや浄水場耐震診断、またミヤコタナゴ保護増殖事業の増のほか新型インフルエンザ助成等により、前年度と比べ1,271万円の増額となっております。

農林水産業費は、構成比の4.2%、1億3,129万4千円を支出いたしました。前年度は中山間地域総合整備事業実施に向けた設計調査があったことや緊急燃油対策水産振興補助を行ったことから減額要因があるものの、公共投資臨時交付金を活用いたしました岩和田漁港整備事業の増額により928万7千円の増額となりました。また、イノシシの被害対策やアワビ、ヒラメの種苗放流など、農業及び漁業の総合対策支援を行い、基幹産業の振興に努めております。

商工費は、1億5,194万2千円を支出し、構成比は4.8%でございました。従来の商工振興や観光振興にかかわる支出に加えまして、国の交付金事業を活用し、観光案内サインの設置やメキシコ記念公園整備、中央海岸トイレ改修、駅前観光案内所整備また雇用創出事業の実施により、前年度と比べ6,865万9千円の増額となっております。

続きまして、土木費は、構成比4.2%の1億3,176万3千円を支出いたしました。主な内容といたしましては、町道0102号線や経済対策臨時交付金を活用しての0104号線舗装改良、0108号線道路改良を実施し、前年度と比べ4,759万7千円の増額となっております。

消防費につきましては、構成比6.2%、1億9,563万円を支出いたしました。広域消防負担金につきましては減額となった一方で、経済対策臨時交付金を活用し消防団員のアポロキャップ、消防服を整備し、前年度と比べ325万9千円の増額となっております。

教育費も構成比6.2%で、1億9,411万7千円を支出いたしております。20年度におきまして御宿小学校耐震補強工事が完了したことから、総額では6,763万9千円の減額となっておりますが、小学校用パソコンや地上デジタル放送に向けてのテレビを購入し、学習環境整備に取り組みました。また、社会教育面では経済対策臨時交付金を活用し、公民館の大ホールつり物、音響の整備、資料館のトイレ洋式化、B & G海洋センターの耐震調査など、利用者の利便性向上を図りました。また、御小、B GにはA E Dを設置いたしました。

災害復旧費の支出はありませんでした。

最後に、公債費ですが、構成比で13.8%、4億3,515万4千円を支出いたしました。臨時財

政対策債にかかわる元利償還金が順次始まることから、前年度と比べ1,551万5千円増加しております。今後、平成23年度までは償還のピークを迎えており、新たな元利償還も始まることから、財政の健全な運営に向け、引き続き適正な歳出管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、政策別の主な事業につきましては5ページ、ゼロ予算事業につきましては11ページにまとめておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、性質別歳出決算の分析につきましては、決算概要の4ページにまとめてありますので、よろしく願いいたします。

以上、平成21年度決算の概要を申し上げましたが、決算審査意見書においてご指摘いただいております事項につきましては、充分分析を行い、今後の財政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成21年度の御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成22年7月27日午前10時から、役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

講評といたしましては、まず実質収支ですが、1億8,392万千円の黒字で、前年度に引き続きまして大幅な黒字となっております。当初予算の編成の厳しい状況から、実質収支は翌年度の財政収支に充てる範囲内で、経験的には標準財政規模の3から5%程度、標準規模から考えますと、金額でいえば6,600万円から1億千万円程度とされ、それ以上の額はその年度の町民福祉の向上に充てることが望ましいとされております。

次に、歳入ですが、世界的な景気不況の中、国の景気回復に向けた相次ぐ経済対策を受け、地方交付税枠の拡大や地域活性化の交付金、地方税の減収補てん措置などで地方の財源確保が図られた結果、歳入総額は33億7,315万5千円、前年度に対し3億1,663万9千円、10.4%の大幅な増収となりましたが、これは国の緊急的な措置であり、景気が低迷する中、町税の減少傾向は続くものと考えられ、ほかの歳入項目においても恒久的な増収は期待できず、一般財源全

般にわたり徴収率が低下傾向にあり、公会計制度改革によりまして収入未済額は資産の部に計上されるということで、今まで以上に明確になるため、収納体制を強化し、収入未済額の解消に努め、特に遊休地の活用等により課税客体の増加対策に取り組み、一層の自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

歳出につきましては、少子高齢化による福祉の充実を図るため、扶助費の増加、後期高齢者等の特別会計を含め特別会計への繰出金の増加など、義務的経費を持つ経費は今後年々増加し続けるというように予想されます。また、これまで特別職の給料カットや職員の定数の削減により人件費の削減が歳入歳出の均衡を保つ役割を担っていましたが、今後その反動や地方主権の推進によりまして、国・県からの事務の移譲とともに職員の負担も増え、必要相当数の職員を確保するための財源が必要になってくると考えられ、人件費の増加も見込まれます。自治体経営の理念に基づき、適正かつ効率的な予算執行に努め、公正で公平な住民福祉の増進とより一層の町の発展に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、平成21年度の御宿町決算審査意見書により報告させていただいてございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） ただいまから午後 1 時まで休憩といたします。

（午前 1 1 時 4 7 分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） まず最初に、歳入のほうからお伺いをいたします。

11ページ、12ページ、町民税、固定資産税、町税関係でございますが、これは決算の審査意見書のほうにも不納欠損額などがございますが、この中でいわゆる滞納繰越分ということで、法人税25.82%、固定資産税では、これは滞納繰越分で14.92%ですか、収納率がなっております。それで、不納欠損額ということで、この決算の意見書7ページ、こちらのほうにこの町税関係の状況が載っておるわけでございますが、要するに平成20年度、21年度という比較の中で、

たしか一定の処分と申しましょうか、そういう対応をとったというふうにも聞いておりますが、今回は21年度であります、この間の例えばいわゆる全県の中で収納率の一覧等、こういうものも公表されるわけでありまして、そういう中で全体的な収納率が非常に低い状態が生まれるということで、その辺をこの間、事務整理をしていただいた経過もあろうというふうに思うわけですが、21年度においてはそのような事務についてはどういう対応をされたのかについて伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） それでは、税収の関係につきまして説明させていただきます。

安定的な財政運営のためには、自主財源であります税収の確保は不可欠であると考えております。今年度の徴収率につきましては、全体で89.04%となりまして、前年度と比較して7.49ポイントと上昇となっております。

一部の業種におきましては景気回復の兆しもあるものと報道もございますが、まだまだ地方ではそれを実感できる状況ではなく、雇用の状況も好転していないものと認識しております。このような社会経済状況の中で、税収の確保につきましても大変厳しい状況であると痛感しております。特に町・県民税につきましては前年度の所得への課税となることから、右肩上がりの経済状況では負担感も少ないものと考えておりますが、前年所得を下回ることが多々ある現在の状況では、法人町民税も減少しておりまして、徴収率につきましては前年度の率を維持することが大変厳しい状況となっております。

しかしながら、税源移譲も行われた中で、安定的な財政運営のためには税収の確保につきましては最重要課題でありますので、今後も税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、21年度、組織的な徴収の実施といたしまして、現在、管理職徴収を実施しております。この管理職徴収につきましては、21年度から各課の管理職がそれぞれ担当地区を持ち、折衝につきましてもできるだけ管理職が中心となって行うというような形になっております。平成21年度につきましては、7班体制で延べ49回を実施しておりまして、これまでにない効果が上がっているというふうに考えております。

今後も厳しい経済情勢が続くと思いますが、税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

不納欠損等については、特段今までと違った事務はなかったということなんでしょうか。す

みません、それについて。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） 不納欠損につきましては、昨年度、多額というか、法人でかなり大きな固定資産税の不納欠損をしておりますが、21年度につきましては特殊な要因はありませんでした。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

じゃ、次に移ります。

諸収入であります、34ページ、雑入でかなりたくさんの雑入があるわけですが、その中で幾つかお伺いしたいと思います。

1つは、月の沙漠記念館売店売り上げ247万何がしということです。この金額、これは対前年を含めまして動向を伺いたいと思います。

それから、同じく記念館の中の売店売り上げです。この売店売り上げといっても、何というんですか、さまざまな種類があるというふうに思うんですけれども、この辺、この内容が最近違うのか、変わらないのか。最近、先日も記念館にちょっと伺う機会がありましたが、いわゆる受付のフロアにたくさんの品物があつたやに思うわけですが、その辺のディスプレイでありますとか、特にその内容、そういうものの工夫があつたのか、なかつたのかも含めてお伺いをしたいと思います。

それから、その下にOA機器使用料ということで、これは2つ載っております。布施学校組合分とそれから水道会計分ということでありますが、これはちょっと仕組みとしてわからないので、この仕組み。一括として契約して、それぞれが使っているのかなとちょっと類推するわけですが、その中でたしか幾つか事務の合理化と、1つは経費の削減の中で、例えば浄化槽なども公共施設は一括発注してきたというような経過も若干伺っているところではございますが、この事務内容についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、その真ん中ほどでございますけれども、特定農地貸付手数料というのがございます。これはいわゆる実谷地先を中心とした、一般的には市民農園と言われているような、そういう施設ではないかなというふうに思うわけですが、そうであるならば、これは関東農政局なんですか、いつか視察に見えたときも非常に環境がよいと、きれいに使われているし、地権者、いわゆる農民とそれから都市住民と申しましよるか、利用者の関係も非常に良好だというようなお話も伺ったわけではございますが、この今の利用状況、それから課題等も

あわせてお伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、月の沙漠記念館売店売り上げについては、本年度が決算のとおり247万9,615円に対しまして、前年度が165万千円、これはちょっと端数が出ていませんので、このような形で答えさせていただきます。

納入業者につきましては27社、販売品目としては約300種類程度でございます。

ディスプレイにつきましては、やはり専門的な方が行政にはおりませんので、その中の1業者をお願いして、レイアウト等についてお願いしたところでございます。

続きまして月の沙漠記念館物産売り上げ33万1,352円につきましては、これは農産物の売上手数料です。これは手数料として15%いただいております。会員につきましては、32名が行っているところです。

特定農地貸し付け事業については、約18万3千円については、区画数が29区画につきまして貸し付けが27区画で、実谷に2カ所ございまして、それを貸し付けているところでございます。

今後の課題と考えておりますが、あくまでもこの事業については農家が主体としてやっていただければ、それなりの効果、また遊休農地の保全等も含めまして、やったことによって農家の利益となるのではないかと、そういうことを考えております。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） O Aの機器の使用料ということで、布施学校組合と水道会計でございますけれども、これは庁内の文書管理、グループウェア、給与、財務ですね、ネットワーク等を布施学校組合に貸している。それと、水道会計のほうに2台貸している。一括で契約して、その分貸して、負担金を取っているということです。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

記念館の物産売り上げ、こちらは対前年度でどういう状況なんでしょうか。

それと、今の15%が手数料ということになりますと、200万円を超える売り上げを上げています。わずかな、あれはこの机1つぐらいでしたかね。玄関に入ってすぐのところ、何というんですか、たしか物産品を並べておる場所だというふうに思いますけれども、そこでそれだけ多額のもものが売れると、販売ができるということになるかと思えますけれども、あとこの場所も幾つか経過の中では動かしてきたことがあったかというふうに思うわけでありませ

ども、この物産を扱うということですね、対前年度それから今後どうされるのか伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 平成20年度が25万7,845円であります。平成21年度については若干の伸びがあったと。

あと、場所についてはいろいろ外に置いたりなんかして、確かに平成14年度については65万円以上の売り上げがあったんですが、衛生的な問題また管理上の問題がありまして、今は記念館の入り口にまず展示のような形で進めているところです。

今後については、できれば中山間地域総合整備事業等が進んだ中で、さらなる発展ができればということを考えております。

先ほど申しおくれましたが、特定農地貸し付けにつきましては、27区画について、この中山間地域総合事業の中で花の勉強会また野菜の講習会等、県の農林業振興センターの方をお願いしまして、中山間の方たちとあわせて、この農業者以外の貸し付けされている方たちを集めて進めたところによって、ある程度の一定の貸し付けがあったものと考えております。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 二、三質問をさせていただきますけれども、まず総体的に21年度の決算ということで、大変詳しい決算が出ております。また、綱島監査委員からの報告も大变的を射た指摘が来ております。

そういう中で、きのうですけれども、補正は終わりましたけれども、そういうものを兼ねてちょっと質問してみたいと思っています。

実際、1億8千万円の黒字になったという中で、指摘のとおりやや過剰なという言葉を使っておりますけれども、要するに使い切らなかったと、いろんな形で財政特例とかがありまして、使い切れないほど金が来ちゃったという中で、黒字という現金で保管したと。24年、25年、償還のピークを迎えるのは承知しておりますけれども、ただそういう中でここに指摘がありますよね。剰余金については、地方財政法上に照らして財政調整基金へと一時的に積み立てるという中で、きのうは建設基金に3千万円という話ですよ。それと、この決算でも見てわかるように、学校建設基金に。短期間で合わせて6千万円になりますか。それも給与を削減してと今回言っていますよね。職員給与の削減を充てているという答弁がありましたよね。それと、国保税とか税金も上がっていますよね。これはいろいろな都合で上げたんでしょうけれども、一般の常識からいえば、これだけ黒字が出て、なぜ税金を上げるんだというのが素朴な疑問では

ないかとなと。

将来に借金の返済が膨大になると、学校建設のあれも承知しているという中で、この整合性がとれないと思うんです。1億8千万円も余らせちゃったと。それは積み立ててありますけれども、監査委員の指摘のとおりではないかなと。住民サービスの向上や住民負担の軽減につながるような適時適切な活用にと。これは綱島監査委員だからやわらかい言葉だと思うんですけれども、本来ならもっときつい言葉になると思うんです。その辺で、先の補正でも突然3千万円基金に積み込むような荒っぽいやり方だと思います。

それで、繰越明許についても2億5千万円の仕事をやり残しちゃっていると。109ページですね、総額2億7千万円の繰り越しがありますね。そういう中で、現実に仕事が追いつかないと。業務判断もあるかもしれないけれども、本年度予算が執行されている中で、2億5千万円も仕事を残しちゃっていると。それで、1億8千万円も金を余らしちゃっていると。この財政上厳しい中で、払うほうの人も滞納とか未払いとかが数多くあるのはわかっているけれども、この現実を見れば、なかなか納得しがたい。

それはいろいろと仕事をしているのを承知しています。400年事業もありました。いろいろとありました。そうはいつでも、この数字を見てしまうと、監査の指摘のようになかなか……。繰り越し充当財源云々と書いてありますけれども、おっしゃるとおりだと思います。標準財政規模から考えると、数字まで指摘しております。その辺、今後、財政課としてどう考えておるのかというのが1点と。

今、準備していると思うんですけれども、来年度、公会計制度になると。バランスシートもつくるんですよ。それがどう反映してくるのかと。それが2点目。

それと、この繰越明許です。僕らはいつも思っていたんですけれども、例えば小学校の問題がありましたね。そういう中で、擁壁の900万円の工事が出ていたと。僕らは、普通なら夏休みにやっていただけると。中学校建設のときは、子供にいろいろと配慮なさった。擁壁をつくったり、ガードをつくったり、休みの時間をつくったり、土日も多分工事をしていたと思います。そういう中で、大変な配慮をして中学校建設。今回900万円出ていました。たしか私は12月だと思うんですけれども、それがいまだに執行されない。保育園の通園路でもある。こんなものをやるんなら、ここまできたら春休みか冬休みに回してもらいたい。

ましてやこういう状態ですから、執行できない予算がこんなにだぶついちゃっていると。本年度予算もきています。まず、小学校ですね、何でこんなにおくれちゃったのかと。

工事するんなら、冬休みにやってもらいたい。それは当たり前です。夏休みの間にやらなく

て、学校が始まってからやるなんていうのは到底考えられないよね。それは常識の世界です。

まず、何でこんなにたまっちゃっているのかと。それは品物がないなんていうのを聞いています。観光協会で、ソーラーパネルはもう品物が間に合わないと事前に承知しています。また、備品でも間に合わないのは承知していますけれども、土木工事で備品が間に合わないのは聞いたことがない。何でこんなにたられちゃったのかと。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 繰越金の1億8,400万円、監査委員さんの指摘、また議員のご指摘のとおり、適正であれば町の標準財政規模の5%で、そうしますと御宿町の規模にとっては1億1千万円程度を残して、あとは住民サービスに使うんだというご指摘はそのとおりだと認識しております。

本来であれば、その繰越金の半分を基金に積み立てるとというのが地方自治法の趣旨でございますけれども、言いわけになりますけれども、先ほど言いましたように、3月時点でなかなか資金の収支がきついというのが現状でございます、こういう結果になってしまっております。今後、充分注意したいと考えております。

また、明許でかなり事業を出しているということにつきましては、国の経済対策の固まる時期が、今回は3月に入っております、事業はその年度内で執行は無理だという状況もございます。例えば光につきましてもその中に含まれていますけれども、国の内示また方針が決まったのが3月の末ということですから、なかなかその年度内には執行できなくて、繰り越してしまっているという状況でございます。これについてもご指摘を承りまして、今後注意したいと。今後動きがあった場合については、なるべく早目に執行したいということを考えております。

また、バランスシート、今度、公会計になってそれが出てくるということは、負の遺産、例えば滞納についても、税それ以外の町の税外収入についてもさらに明らかになると。いわば不良債権扱いになると。それが明確になってくるということですから、これについても22年度の決算から23年度に公表するということが決まっておりますので、これに向けて、例えば私の課でいいますと、町有地の未収についてさらにどうするかというのは、今、現実に内部で協議しております。税についても、またほかの税外収入についても、やはり同じような認識の中でやっていかなければいけないということで、つい先日、税務の担当課長にもその辺の意識統一を内部的にしなければいけないということで、話し合いの場を持つ協議を持ちかけたところでありまして。その辺については重々注意しながら、事務執行にあたっていきたいというふうに考えております。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） それでは、御宿小学校のフェンスの工事につきましてご説明をさせていただきます。

工事の時期につきましては、今お話のありましたとおり、当初、グラウンドでの部活動はありますものの、夏休みの期間を使って実施をしたいというふうに考えておりました。しかしながら、設計等に時間を要しまして、結果的には8月5日に入札を行っております。この時期、早期に着手できればというふうな考えはあったんですが、ちょうど翌週から資材業者のお盆の休み時期ということがございまして、資材のほうの入手がおくれるような結果となってしまいました。この結果、今週末に予定をしております、9月11日に運動会がありますが、この間に工事中になっているということは避けたいということから、運動会後に工事のほうを着手をしたいということで考えております。

今後につきまして、早期実施に努めさせていただきますまして、また工事につきましては、安全管理はかりながら進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） これはいつ予算が通ったんですか、小学校のものは。たしか12月じゃなかったんですか。それはいいです。後であれしますけれども。

繰越明許でまだ執行できていないのがいっぱいあると思うんですけれども、それは今も言ったようになかなかそろわない面もあると思うんですけれども、まず繰り越しのものを消化していかないといけないでしょう。その辺は充分注意していただきたいと。

そういう中で、先ほど石井議員が質問された滞納と料金の不払いです。29ページ、税は不納欠損できると、料金はできないといいながら、長い間、今、渡辺課長が言われたように、大変収納には苦労していると。担当課長以外でも所を挙げて全員やっているという中で、それでもこういう状態だと。

きのうの一般質問でもしましたけれども、ちょっと再確認をする意味で、最長で何年間……。この料金のほうです。税は不納欠損していきますから。何年ぐらいしているのかというのを聞きたいのと、これは契約書がございましてね。契約書の持つ意味はどうかと。その2点。

それともう1点は、今度はまた違う質問なんですけれども、決算ですから、各課の入札状況が出ておりますけれども、落札率の最高と最低、それと平均値です。これは担当が1つじゃなくて、各課ありますから、それと、その各課の予定価格と落札価格の差額はどのくらいになっているのか。不用額はここへ出ていますけれども、全体では見えないと。

それと、もう1点は、入札がより公平にまた公明にできるような形で以前ご提案しましたけれども、これは内規変更だけでできると、可能だと聞いております。電子入札までは要望しておりませんけれども、その内部協議はどうなったのかということです。

それと、きのうの私に対する答弁ですけれども、町有地に対して、駐車場の関係ですけれども、あそこに営業車……、それは営業車です。保育園バスは役場の車で、公有地にとめるのは当たり前です。そんな答弁はしちゃだめです。昔、土地は無限大だと答えた課長もいますけれども、それに類する答弁と同じです。もっと丁寧に答えていただきたいです。

以上です。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 30ページのご質問の町有地についてですが、過年度分について、この中で未納がございます。現在、平成5年からの町有地が残っております。それについては、分納誓約の中でお支払いいただいて、それを延長しているという状況でございますが、きのうも申しましたけれども、借りている方が高齢になった場合に、その収入が減って、なかなかその回収が困難で、職員のほうで徴収に向かっているという状況の方が十数名いらっしゃいます。

（瀧口議員「契約書はどうするのか」と呼ぶ）

企画財政課長（木原政吉君） 契約書は、その中で他人に貸してはいけないとか、その場合に事前の協議が要るとか、そういう中で契約してしまして、料金についてもそれに基づいて取っているという状況でございます。おおむね10年間の契約でやっております。

（瀧口議員「質問の趣旨がその項目ではなくて、2期にわたって払うという。上と、わかりますか、その辺の話です。読みましょうか。解除の条項です」と呼ぶ）

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 高齢者とか社会事業とか、大変苦しいのはわかっております。社会状況が厳しい中、いろいろとその辺の事情は充分承知しております。そういう中で、税は不納欠損があると。これはそういうものがない中で、積みり積みりしていくという中で、幾ら職員が行っても、払えないものは払えないような形があると思うんです。努力しているけれども、高齢者とか病気とか、諸事情がある中でなかなか難しいと思うんです。そういう中で、これはこの契約書の持つ意味はどうかということの確認です。

それと、さっきの続きの質問は、要するに入札状況とか等々。それはまた違う質問ですが。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 町の場合、土地を貸す場合、町と借り受け人の土地賃貸契約書を結ぶことになっております。その中で賃料とか期間とかを決めてありまして、その中で返すときには更地にして返すという条件も一つには。原状回復ということで、それも借りているほうが負担するという状況があります。

賃料については、前期、後期の2回で6カ月分を当該年度の2回で払うという決まりがあります。

契約の解除にもこれがございますけれども、ただちょっと実際に土地の上に個人の方が家を建ててお住みになっているという状況がございますので、契約上は解除することができるというふうになってはいますが、その執行に至るのがなかなか困難であると。それについて今後どうしたらいいのかというのも課題となっております。内部で協議しているところでございます。

議長（新井 明君） あとはないですか。入札関係がありますよ。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 入札の比率ということでございます。21年度の決算でいいますと、私の企画財政課ですと、御宿台の手すり工事……

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 個別はいいですけども、総体であなたの課が予算執行した中で、入札にかかわったものの中で最高のものと最低のものと平均で幾らと。それで、差額、差金が幾ら生じたかという形で。部門別は結構です。挙げれば、全部これを読み上げなければいけないでしょう。大変な数値になりますから。簡潔でいいです。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 現在、公共事業は早目に執行するというので、私どもの課で集計するのは、予算の工事をいつの時点で執行するかという統計はとっております。それは県を通じて国のほうには報告しております。

ただ、実際に入札は各課でやっておりますので、個々の契約の入札の率については、現在、把握しておりません。ただ、そういうご指摘がありますので、今後私どもでそれを管理したいというふうに考えております。現在は、お答えするのは各課のほうで答えるような状況になると思います。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） ちょっと質問の趣旨を取り違えている。僕は各課のという話の中で、項目別は結構だと。あなたの課の中で総体で幾らかという話です。まとめてあなたに答弁を求めているわけではなくて、各課で執行したものがあからぬわけですから、それを各課別と、あとはその課でどのくらい差金が生じたかというのと、あなたに求めている答弁は、入札の公平・公明化に対して提案しましたけれども、それは内部協議を實際実施しているのかと。実施しなかったら、なぜ実施しないのかと。電子入札を求めているわけじゃないと言ったわけです。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 私のほうの工事は2本ございまして、その入札の率については、2本で93%程度というふうになっております。

議員からこの点について一部改善したらどうかということをご提案をいただいております、これは庁舎内部に指名審査会をつくる委員会がございますので、その中で私のほうから提案しております。ただ、結果について、それを実施するまでには、まだ合意は得ておりません。

議長（新井 明君） ほかの課はいないですか。

（瀧口議員「ちょっといいですか」と呼ぶ）

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） さっき言った……。よく聞いてください。最高と最低と平均値を言ってくれと言ったんです。平均値が93、じゃ最高で幾つが落札かと、最低で幾つかと。あなたのところでその予定価格より幾ら安くなった、その総額は幾らかと。不用額全体でしか出ていないからという質問です。

（「100%なんです」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

12番（瀧口義雄君） じゃいいです。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 今の瀧口議員の関係の建設関係のほうで、幾つかちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、設計金額に対して大体請負比率、要するに落札額ですね、その比率については、おおむね96%ぐらいだというふうでございます。

じゃ剰余金がどのくらいあるのかというお話になりますと、正直、うちのほうも、はっきり言って資料が今、手元にそろわないというのが現状です。本数的には、うちのほうも20本から30本近くの発注をしていますんで、時間をくだされば提出はできると思っておりますけれども、現時

点ではちょっと資料不足ということでございます。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 予定価格と落札価格また設計金額という3つの種類がありまして、設計金額につきましては、入札のときにもう事前に公表してございます。予定価格については、当日の入札二、三十分前に、町長と関係者でつくっている関係がありまして、非常に外に漏れない環境でつくっております。

うちのほうの設計金額の場合ですと、大体1割から6%程度の差があります。ただ、予定価格となりますと、1%から7%、大体平均6%程度の形です。

その中で不用額ということがございましたが、資料としてはちょっと持ち合わせておりませんが、例えば委託の中の観光案内看板については150万円ちょうど。決算書にも書いてありますが、執行率84.9%という形で調べていますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（新井 明君） ほかにありませんか。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 総務課の工事請負費で申し上げますと、庁舎のエントランスホールの建具改修請負工事を行っておりますけれども、これにつきましては53%で落札をしております。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 最後になりますけれども、その入札に対する制度の改正ですね、何がいけなかったんですか。要するに、そういう形の改革ができないんですか。その反対、執行できなかった意見をちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 特に反対というのはございませんでした。ただ、説明したんですが、私の説明が悪かったのか、委員さんの中ではまだじっくり認識されなかったという状況でございます。再度、私のほうから趣旨について説明したいと思っております。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） じゃ、今度、会議をやったときの会議録をぜひいただきたいと思っております。

以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 44ページであります、これは財産管理費であります、この中で委託料です。町有地法面保護雑木調査業務委託と、県緊急雇用対策で対応ということですが、この事業内容。

そしてまた、その次の次で工事請負費ということで、御宿台緑道階段手すり設置工事という内容でございますが、これらについて説明を具体的に願います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） まず、法面の保護の雑木の調査業務委託、これにつきましては、県の緊急雇用制度を活用しまして、御宿台の住宅と隣接する町有地の雑木について、災害や腐食によって倒木の危険性があるということから、木の高さそれと太さ、木の種類について専門家の事前調査を行ったということでございます。これについては、その中で専門家の意見ということで、千葉大の教授のほうに立ち会っていただいて、その地域のエリアの指定をしていただいております。それに基づいて、今年度事業として伐採に入るということでございます。

それと、次の工事請負費の御宿台の緑道の階段手すり工事ということで、これにつきましては御宿台の緑道の3カ所のほうに階段がございまして、その住民、御宿台からの要望によりまして手すりをつけてほしいということでありまして、3カ所について手すりをつけております。

以上でございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 御宿台の住宅地に隣接と申しましょうか、その法面の雑木の伐採に関する調査だというふうに理解をいたしました。

今日、この中でちょっと事実関係をただしていきたいと思うんですが、その一部として、今こちらに資料を持ってきてまして、実は御宿台番地の302というところでありまして、場所は水道の第2配水池というんですか、高いほう、タンクがありますよね。その下の部分だと思うんです。その道路の反対側は、高台には築地さんですか、があるというところで、こちらからいうと広域の消防施設があって、それを越えて、それが今言った手すりのところですよ。すごく急傾斜の階段、それに今回手すりをつけていただいたと。それを過ぎて左に上がっていく道路の西面というんですか、実谷側のちょうど真ん中あたりですか、坂の途中というか、ここなんですけれども、これは私もよく今まで理解していなかったんですけれども、これは番地が入っています。私はここはいわゆる緑地だというふうに理解をしていたんですけれども、そうじゃないということでございます。

今回のこの決算の雑木の伐採も、当然これもその周辺が法面ということですよ。法面にかかわるところといいますから。そうしますと、過去いろんな計画を出していただいて、たしかこの付近に将来のいわゆる教育施設の予定地というのもあったというふうに思うんです。じゃ、これは今、だれがどのように管理されているのかと。

残念ながらと申しましょうか、これから大変立派な定住化対策もやられるということで、たくさん若い層が移住されて、子供たちもたくさん増えたら、こういうところも将来、教育施設ということも可能性があるわけでありましてけれども、そういうところが、この中で今、実際は……。これです。もうインターネットの地図です。こういう状況です。

それで、実は今朝写真を撮ってきたんですけども、どうなっているかということ、こうです。これは完全に山です。山の状況です。雑木もうっそうとしている。この手前の実谷側のところは、要するにこの法面、雑木もあるんですけども、もう一つは有害鳥獣対策ということで、イノシシ対策とかいろんなそういうこともやっておるはずですよ。我々、農村地帯においても、遊休農地、これはやはりきちんと管理をして、そういう有害鳥獣のすみかにならないようにしよう。もう一つは、やはり農地をきちんと活用しようというような対応をしているわけでありまして。でありますから、ここもそういう有害鳥獣のすみかになるということもあるわけですよ。

それで、過去、いわゆる畜産農家との関係で、やはり住民が異議を申し立てをしたという経過も重々ご承知のことと思います。やっぱり良好な住環境を守るということで、この事業者もこの御宿台についての造成並びに販売を行っているわけでありまして。

ということで、これを今どのように管理されておるか。面積それから目的等を伺いたいと思います。

それでなければ、下のほうにありますから、御宿台に関する内容について。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） ご指摘の土地については、将来的な教育施設をつくるということでありまして、まだこの土地については事業者から移管を受けておりません。現在は、例えば周りの草とか樹木とか、事業者が管理するものを一たん切って、仮置きするという場所というふうに認識しております。

町と行政区と事業者のほうで三者協定ということでそういう会議を持っておりまして、それについては、今ご指摘のように御宿台地区の住環境を良好に保つことを目的とするということでありまして、早速これについて、防犯上も含めて改善するように指導したいというふうに考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） ここもご承知のとおり早朝また夕方も、今は特に暑いですから、夜、散歩されている方もたくさんいます。イノシシ等が出てきて大変びっくりするというところで、いろんな防護さくもやっていただいたという経過もあります。

おっしゃるとおりに良好な住宅環境ということでございますので、今年中になるべく早い時期にきちんと管理されるように。しかも、これは今おっしゃったとおり将来はそういう教育施設という位置づけになっているわけですから、そういう施設をこんな草ぼうぼうにしていいのかと。受けていないからいいという話では全くありませんから。それは今おっしゃったとりの内容だと思しますので、これはしっかりやっていただきたいと思えます。

町長、最後にこの内容についてお願いします。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今、企画財政課長が申し上げたとおり、業者と協議して、即刻対応していただくようにいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、大分飛びますが、民生費の中で伺っていきたいと思えます。

62ページ、児童措置費、児童手当がございます。これが今は子ども手当ということで、政策上と申しましょうか、名目が変わっているやに思うわけではありますが、要するにこちらの決算金額を含めまして、これは決算で何名が該当したのかと。

それと、今度の子ども手当の中では、仕組みが変わった中で21年度までは該当した家庭……。確かに子供が年齢を超えると、成長されるということもあろうかと思えますけれども、仕組みの上で該当しないという事例もあるというふうには伺っておりますが、この決算上の児童手当の運用状況、そして今般の子ども手当の運用状況、あわせてお伺いしたいと思えます。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、児童手当のほうのご質問でございますが、こちらは被用者と非被用者という言い方がございますが、被用者というのは社会保険加入の児童を指すものでございまして、194人の該当ということになってございます。それから、非被用者、こちらは国保加入の児童を指すものでございまして、146人。合計いたしまして340名の該当ということでございます。こちらにつきましては、3歳までが1万円、3歳から小学校の子ども2子の場合が5千円、3子以上、3人以上の方が1万円というような支給額でございます。

子ども手当との関係につきましてのご質問でございますが、こちらと同じように言い方がちょっとわかりづらいんですが、被用、非被用というような言い方をしておりますが、いずれも社保、国保の加入者というふうな分け方をしております。3歳未満の方が45名、就学前144名、そして中学生までが対象でございますので、被用者のほうが75名、合計いたしますと、被用者のほうが264名。それから、非被用の場合が、3歳未満44名、就学前95名、中学生まで56名ということで、195名。両方、被用、非被用を合計いたしまして、459名ということになってございます。

受給状況での子ども手当と児童手当ということでは、その対象の年齢制限が多少違ってまいりますので、そういった意味で多少の年齢による差が出てくるということぐらいで、それ以外につきましては、ほとんど現在6月の支給を行っておりますけれども、大きな支障はないような形で事業は進んでおります。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

じゃ、次に移ります。

衛生費、68ページであります。環境衛生費委託料ということで、ミヤコタナゴ増殖事業というのがございます。先般もお話をいたしました。これは国の天然記念物だったというふうに理解をしております。ちなみに、この議会棟のフロアにミヤコタナゴが陳列とありますが、してあるわけありますけれども、これはよく見ないと何が陳列されているかわからないんです。今、休憩があったら、皆さんももう一度ご覧になればいいと思うんですけれども、やはり天然記念物のすむ御宿町だと。それをやっぱり町民とともに保護しているんだと。要は、これをきちんと出されたらどうですか。あれは何ですか、フナですか、ドジョウか。何がいるんですか、すぐそこですけれど。

（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）

5番（石井芳清君） おかしいんじゃないんですか。何が大事なんですか。文化って大事ですか。余り大事じゃないか。じゃ、400周年ってどういうことなんです。そういうことじゃないんですか。

やっぱりそういう伝統や文化を大事にしようじゃありませんか。それは現場も大変な状況であるのも私は承知しています。やっぱりなおさらきちんとそういうものを表示すべきじゃありませんか。町民の皆さん、いらっしゃいますよね。日曜もオープンしているんでしょう。たく

さんの方がおられるじゃないですか。町外の方が来られる。

先日、野沢温泉側の議会が傍聴に見えました。また、その前日ですけれども、保護者の方々も見て、私も一緒させていただきました。議会棟を見たいということで一緒に回ったわけがありますけれども、そうだ、ここ御宿はミヤコタナゴがいるんですよ、これを見ていってくださいと私は紹介をしたんですけれども、わからないんです。過ぎちゃう。全くわからない。そうすると、担当の方々それからそれを保護されているの方々、町民の皆さん、一生懸命努力をされて、この火を消さないようにしようと頑張っているわけじゃありませんか。町長、これ、どうするんですか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ミヤコタナゴの保護につきましては、いろいろ議員の皆さんからご意見をいただいた中で、予算化等をして執行させていただいております。しかしながら、今ご指摘のこういう大事なものがあるにもかかわらず、説明が足りない。だれが見てどういう内容なのかということがわかりにくいと。伝達能力が欠けているんじゃないかということについては、今後充分に対応させていただきたいと思います。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 細かい内容は読めばわかるんですけれども、ほとんどわからないで通り過ぎていってしまうというのが実態です。

これはこれに限りません。御宿、ゼロ予算を含めてさまざまな事業をやっておるわけであり、ます。今般の決算にたくさん出ております。それは皆さんの血と汗です。努力であります。それをやっぱりきちんと町民の皆さん、またこれから定住、新しい住みかを求めているいろいろな国内外を調査されているの方々、そういう方々にやっぱりそういう情報を伝えていくと。大切なんじゃないんですか。そういうところに新たに予算組みする必要はないんです。これ以上の仕事を増やす。今やっている仕事をやっぱりきちんと評価していただく、町民の皆さんにわかっただけ、町外の方々にも知っていただくということが大事だと思いますので、引き続きそれは検討していただきたいというふうに思います。

次に、76ページであります、これは農林振興費の中でありまして、負担金、補助及び交付金ということで、農地・水・環境保全向上対策交付金というのが載っております。28万何がしという決算額であります、この事業内容です。これもたしか何年かにわたっておったかと思えます。当該の場所そしてその成果、また今後について伺いたいと思えます。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） この事業は本年度で3年目になりますが、あと2年は残っています。この事業の内容につきましては、高山田地区が中心になって行っております。それで、この事業の大きな目的は、農家以外の方が、例えばそこに定住しているほかの一般のサラリーマンまた小学生、そういった人たちがその地域の環境を保全していくということでの事業でございます。今まで行った事業としては、県道の周りの草刈りあるいは植栽、老人クラブでは一部花壇にスイセン等を植えたり、そういったことを行っています。また、清水川に蛍の生息地がございますので、その環境保護また小学生を集めた勉強会等々を行っているような内容でございます。

（石井議員「今後」と呼ぶ）

産業観光課長（藤原 勇君） 今後についても、この事業が時限立法のため、引き続き国の事業を注視しながら、継続してお願いしたいと考えています。また、できることなら町としても全面的に協力をしていきたいと思っています。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 高山田地先ということで、私も今年はゲンジボタルを見させていただきましたけれども、もう顔にぶつかるぐらいです。前の農業委員会の委員長のフルカワさんですか、あのあたりなんか物すごい数のゲンジボタルが飛び回っておりました。

ただ、それがいいか悪いかは別なんですけれども、多くの方が見えまして、子供たちも大変多いわけでありまして、後から後から車がそこを通るわけです。ほとんど地元の方じゃないと思うんです。見られている方も、今、ゲンジボタルがたくさん飛んでいるからという話をすると、また見に来るといことがありますんで、まずそういう子供たちの安全をどう守るかということがあると思います。

それともう一つ、これは3カ年ということでもありますけれども、やはりそういう形で地域の皆さんが自分たちの農業を中心の環境を守るといことで、一つの大きな成果が出てきたのかなと思うんですけれども、これはやはりせっかくここまできたんですから、次、いわゆる経済に変えていくということも大事だろうなと思います。

今、中山間ということで、実谷を中心にお米だとか野菜だとかということのいわゆる特産化、こういうことをやっているわけでありまして、この地域においても、やっぱりこういう特色が出てきた中で、そういう地域の農産物、こうしたものも今後、町としても系統的に取り上げさせていただきまして、やはりきちんと農産物で収入を得ていくと。また、幾らかでも高くということですか、そういう形でまたいろんなものが売れていくということ、この次の段階と

どうか、やはり今後の町の施策としても位置づけることが私は大変重要ではないかというふうに思うんですけれども、その辺について考えを伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 確かに議員のご指摘のとおり、今、町道の幹線道路のため、不特定の車が夜通行したり、また小学生等が観察ですか、そういったときにライト等があって、急に危ないという状況はあります。

ただ、この最初の目的が、この蛸についてはできるだけ御宿町民に楽しんでいただければという形で進めていた関係がございます。観光客とか、そういう不特定の方が来場するような形では進めておりませんでした。口コミ等で少しずつ多くのお客さんが見えていることは事実でございます。これにつきましては、高山田地区の保全会の方また行政と一体となって、そういったところの調整を図っていければと思っています。

農産物につきましては、農家の人というのは、なかなか目的、業として考えていなかった経緯もございますので、できるだけそういう機会があったときにお話しして、できるだけ直売等に出すなり、またそれを使った活用を考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） ほかにありますか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、78ページであります。商工振興費の中で委託料、交流人口増加対策委託ということでありまして、50万円ですか、決算額がのっておるわけでありまして、この内容について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） この事業につきましては、御宿町の商工会青年部が事業を企画しまして、昨年10月3日でしたか、ドン・ドロリゴの宝という形で、町内の史実をもとにしたいろんな場所の設定を行って、それに参加した方にその史実をめぐっていただくと、そういう企画の事業でありまして、参加については1人3千円という形で25組の実績があったと伺っております。

議長（新井 明君） ただいまより10分間休憩に入らせていただきます。

（午後 2時06分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

議長（新井 明君） 質疑を再開いたします。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） では、続きまして、商工費の中の観光費であります。80ページでありますけれども、この委託料、海岸整地委託とございますが、この中でいわゆる海岸の管理運営について伺いたいというふうに思います。

この整地委託ということで、どうであったかということと、もう一つは、この中でちょっと項目がよくわからないんですけれども、いわゆる海岸からのごみ、これは1年間、例えば台風、こうしたものもございます。それから、特に御宿町の場合は夏季の観光ということで、これはたしか6月ごろですか、夏季のごみ収集ということでお知らせ版にも載せておりまして、特別の体制をとっているというふうにも伺っておるわけでありまして、その量とそれから質と申しましょうか、そういう状況がどうであったのかと、それから、じゃ本年はちなみにどうであったのか等を含めまして、海岸の利用状況について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） この海岸整地委託につきましては、海水浴場開設前の中央観光案内所等々の周りの夏以外のときに吹き上がった砂の整地等の費用でございます。そういったことでございます。

海岸のほうのごみについては、私のほうではちょっと……。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 夏季のごみ収集量ということで、基本的には7月、8月は民宿、店舗、海岸売店、それと海水浴場、プールほかということで、本年度につきましては7月が約11トン、8月が39トンということで、対前年比、7月が102%、8月が対前年比91%ということで、平均すると93%。平成21年度よりは22年度はごみの量は減っていると、そういうことでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

今、いわゆる海岸の売店等のごみの搬出量ということで、対前年度で7月が102%、8月が91%ということでしたが、都合50トンですか、かなりの量ですね。この50トンという

のは、先ほどちょっとお話をいたしましたのですが、いわゆる漂着物であるのかないのかと。ごみ質の質問もしたと思いますが、ごみ質の内容です。

それから、この50トンのごみでありますけれども、かなりの量がいわゆる経済行為の中で生まれたごみではないかというふうに類推……。それは答弁いただきたいとは思いますが、このごみですけれども、ここと申しましょうか、これは海水浴場が開設されてから相当たつというふうに思うわけですが、その中で、これは途中でも変えちゃっていますからわかりませんが、かなりもう昭和30年、もしくはもっと前ぐらいから、海水浴場が開設されておったのかなというふうに思いますけれども、少なくとも御宿町となって、御宿町海水浴場等に関する条例というのをたしか定めておるんです。御宿町海水浴場等に関する条例、この中に「良好な秩序、環境のもとに、公衆衛生・公衆の危険防止をはかるため必要な事項を定めることを目的とする」ということで、1条に目的がうたわれておるわけであります。

いわゆるこの白い砂浜を利用できるという、利用する海水浴客、またはそこでいわゆる営業、売店等があるわけでありまして、この中で、これはかなり細かく今言った目的に資するための規定が書いておるわけがございます。これはそちらがつくったものですから、こちらから説明するまでもないとは思いますが、きのうの一般質問の中でも幾つか触れさせていただきましたけれども、ちょっとこの問題です。

それから、もう一つは、これは花火大会の後ですけれども、8月6日。5日が、夜、花火大会ですか。私は次の朝、これは写真を撮ったのは6時です。6時10分ごろです。これは中央海岸のちょうど駐車場の真下、ちょうど真ん中だと思っておりますけれども、そこに、これはコンテナ状のもので、これは多分中にいろんな資材が置かれているわけですが、これが、何というんですか、窓があるんですけれども、裏の窓、表と表、裏両方あるんですけれども、これが両方ともサッシが割られています。ちょうどこの警察官が来ているんですけれども、これは多分現場検証をされている状況だと思っております。そんなこともあります。

要するに、この間に海水浴場そのものについてどう管理運営してきたのかと。

それから、今回のこの事実ですね、ちょっとこれの事実関係も含めて答弁いただきたいんです。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、海水浴場の管理運営についてですが、海水浴場につきましては、次の監視業務のほうで全体の委託を行っています。52日間、その間、約21名の監視員をもとに、開設期間の朝8時から5時までは対応を行っています。

また、今お話のあった花火大会の日ですが、6時ですか、5時ごろ掃除等で伺ったときに、警察等が立ち会いの中で行いましたが、夜、男女の方、人数事実を見ているわけではありませんが、コンテナハウスのガラスを割りまして、中にあった機材の中からカーテン等を出して、もう一つ隣に臨時資材置き場がありますが、その中に寝泊まりをするために中に入った状態でした。

これについては、先ほどの議員の全体の質問の中で考えていく中では、町民が海岸等の清掃活動を行っているという問題の事実があります。行政側またそこに携わって業としてやっている方等々のつながりですか、そういったことが必要ではないかなというご指摘だと思っております。今後につきましては、その中心として観光協会がございまして、観光協会と行政と充分こういう問題について協議させていただいた中で結論を導きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） ごみの種類ということでございますけれども、可燃ごみが約74%と資源ごみが26%ということでございます。

漂着ごみにつきましては、今年は天候もよく、例えば海藻とかそういうものは余りなかったというふうには認識しております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） いわゆる経済行為、観光といいましょうか、も含めてなされているというふうに理解をいたしました。

大変な量ですよ。何を言いたいかと申しますと、もう一つ答弁なされていなかったんですけども、いわゆるそうしたりサイクル、分別等、この間どういう努力をしてきたのかということも先ほど質問したわけですけども、答弁がなかったということでもあります。

いわゆるきのうのお話をお聞きいたしましたきれいな海浜環境を守る条例、これはきのう説明いただいて、その後、じっくりと帰ってから見ました。私、全く気がつかないんです。この中に3条の2項ということで、町民等、町民、滞在者及び旅行者云々、この町民等の責務というのがあるんです。ここでこの内容は、全く町長にきのう答弁していただいた内容のとおりなんですけれども、皆さんご承知のとおり、ここは普通の海岸じゃないと思うんです。この国民の財産、これを使って営業を行っているわけです。ここで営利活動をされているわけですから、私、その前段できのうも申し上げましたけれども、そうはいいてもいいながら、受益負担の公平の原則ですよ。それから、徴税、これはお金を取るはずですよ。そこを徹

底しますよというお話をされていまして。じゃ、この砂浜、ここはどうなっているのかということなんです。

もう一つお聞きしたいのは、私も実は家内が夷隅町の出ですので、よく夷隅町の花火も見ることがあるんですけども、終わってから、ほとんどごみらしいものはありません。こんな状況になるって、ちょっとないんじゃないんですか。勝浦さんも花火をやっていらっしゃる。非常に整然と行われているというふうに伺っております。

この花火、今は町主催じゃないかもわかりませんが、しかしあそこはたしか御宿町と入っていますよね。入っていないですか。それはどうでもいいですけども。

町民の皆さんから寄附も仰いでやっていらっしゃる。それを町民の皆さんにお願いして掃除をさせるということですか。そういうことになるんじゃないんですか。余りにも当たり前過ぎて、私、気がつかなかったんです。きのう夜、寝ながらやっと気がつきました。

まず、そこで利益を受けている人たち、直接的、第1次。それはほかに卸したとか何かがありますけれども、第2次、第3次というのはありますけれども、直接的に利益を受けている人たちの責務は何なんですか。それを考えるべきじゃありませんか。

こういうことが起きている。これも大問題です。それで、こういう状況も生まれている。あの8月の真っ盛り、夜、夜中、子供たち、女性、安心してあの中央海岸のところを歩けますか。

これ、いいんですか、町長。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今いろいろと石井議員さんにご指摘いただいて、何かいろんな問題が錯綜しているような気がするんですが、まず海浜を守る条例につきましては、その中の条項につきましては、御宿町は昭和46年から町民清掃をやってきたと。このこともほかの町に例のない、本当に環境を大事にする一つの、考え方の流れだと思います。そういう中で、この大切な海岸の財産をみんなで守っていきましょうという、そういう趣旨でそれは載せてありますけれども。

そういう中で、確かに当然、海岸で何か商売をされるという方は、それなりの許可を得て申請してやるんですが、それなりの海岸の清掃とかをやっていらっしゃる、やっていただいていると思います。私はそう理解しておりますが。

そういう中で、石井議員さんもお承知だと思いますけれども、花火大会にしても、夏にしても、多くのお客さんが来ると必ず何かがあります。今回そういうガラスを割ったり、またはその何カ月か前は月の沙漠トイレの壁が割られたり、あるいは月の沙漠記念館のあの外灯が割ら

れたり、何というんですか、やはりそれはもう本当にそういうことがなければ一番いいわけなんです、じゃこれは果たして根本的にはもう日本の教育の問題なのかなということまでいっちゃうんじゃないかなと思うんですけれども。

そういうことで、とにかくこの夏もいろいろなことがございましたけれども、藤原産業観光課長も大変苦勞されて、また私も職員に、いろんなことがあった中で苦勞されて、本当に一生懸命に頑張ってくれたなという思いでいっぱいなわけでございます。

そういう中で、今ご指摘の問題がちょっと分散しているような感じで、私の答えが何に対して答えていいのか、とにかくやはり海岸についてはできるだけ皆さんが注意をして守っていくと。それで、できるだけ外から来たお客さんについては、いつもやはり……。私もごみの担当を9年やってきましたんですが、やっぱり汚いところにはまたごみが集まるというか、捨てられる。だから、そういう意味では、受け入れ態勢として常にきれいに保っておくのが私ども行政を預かる責務かなということでございますので、いろいろご指摘はあろうかと思いますが、今後とも一生懸命やっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 今日、具体的な質問をいたしましたので、今日答えるとは言いませんが、先ほどちょっと担当課長が触れましたが、いわゆるこの海岸、白い砂浜を使った利用者そしてまた住民からの代表だとかを踏まえまして、そうした利用協議会、この先ほどの条例の名前にも、きれいな海浜環境を守る利用協議会みたいなものを設置して、そういう問題のコンセンサス、それからそれに対してどう対応していくのか。夜なども、例えばきのうですか、台風で神奈川県、僕はちょっと名前を今、失念しましたけれども、災害に遭われましたけれども、実はあそこを議会で視察しております。そこは青年団体が組織して、子供たちの見守りということで、非常に格好いい制服なんかもつくりまして、みずから自警団という形で対応をとられていました。それは排除するんじゃないくて、ようこそという形で仲間になるという中で、やっぱりいろんなトラブルがあったわけですけれども、それがほとんどなくなったということも、もう随分前ですけれども、たしか視察に行ってそういうお話を伺ったことがあります。

ですから、やはりこういう国の財産、そういうものを使いながら、営業しちゃだめと言っているわけじゃないんです。そういう人たちがやはり率先してこれからの御宿の海をどう、また町をどう観光としてつくっていくのかということで、環境の問題それから安全、防犯の問題、こうしたものもやはり考えていただきながら、子供たちやそして家族連れに安心して来ていただける、また私たち町民が安心して夏も海で泳げる、そういう環境づくりに向けて町は音頭を

とっていく必要があるというふうに思うんです。

だから、町だけが勝手にやるということではないというふうに思いますので、その辺のところをもう一度町長にお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 町づくりということなんですが、協働の町づくりということで、そしてやはり今お言葉にもありましたように、次代を担う子供たちがどういう形で町づくりに参加できるかということも含めて、とにかくもうこれからできるだけ利害関係のある方もない方も協働した町づくりを進めていきたいと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） ちょっと余り答弁としてよくわからないんですけども、具体的にこれについての問題解決策、これをきちんと……。12月議会もまたこの問題をただしていききたいというふうに思いますので、一定そこでまだ結論が出るというわけではないんですけども、それは都度、都度この問題、経過報告を伺いたいと思いますので、具体的な改善策をどうつくっていくのかということについて、これは宿題としておきたいというふうに思います。

次に移ります。

これは最後になりますが、114ページ、これは物品であります、この中で、これは各種車の21年度中の増減表が載っておるわけでありまして、この間、御宿町はさまざまな団体から車両の提供を受けたということでありまして、しかし、まだまだ古い車両、これも残っておるというふうに思います。たしか先日の補正も、その修理代金というのものっておったというふうに思うんですけども、やはり町内であれば、まだ何とか対応できると思うんですけども、町外に出たときに、途中で故障するというふうになりますと、やはり公務そのものがとまってしまう。それが県の重要な会議であったりとか陳情。陳情だということ、さらにレベルが高いわけですから、大変礼を失するということにもつながるというふうに思うわけでありまして、これについて今後です。これだとちょっと古いのがどの程度残っているのかわからないんですけども、現況を報告していただきながら、今度の更新は今後どうするのかと。

それで、多分、相当もう更新時期、結構時期が早くても、もう傷みが激しくて使えないということもあると思うんです。それから、この間、御宿町は特に経費削減の中で、中古車ですね、一度利用したものの再利用という中で経費削減をしてきたというふうに思うんですが、これは町に来てから使用年数が短くても、やはりその前歴もありますから、そうしたものも踏まえながら、やはり計画的な更新というのも必要であろうというふうに思うわけでありまして。

それで、1つ要望なんですけれども、この中でいわゆるワンボックスカーと申しましうか、多目的自動車、これは人も多人数、9人から10人程度ですか、乗れて、普通免許で乗れて、大概そういう車は後ろの席が倒れて、いわゆる貨物車と同様に比較的大きな荷物も載せることができるというふうに思うんです。ですから、本来ならば列車等が有効かもわかりませんが、どうしても時間の都合でやはり車で町外に出張しなければならない、また一定の荷物、一定の人数も必要だということも多々あると思います。それから、先日も申し上げましたけれども、やはり国・県への陳情、その中で事業や予算を獲得をします。これはもう町長の一番の大事な仕事であると思いますし、町長以外でも、職員の皆さん、先頭に立って、やはりそういう町民に資するそういう予算を獲得をしていただきたいというふうに思います。そのために、そういう自動車が1つあると、私は非常に便利であろうというふうに思うんですけれども、その辺の考え方も含めましてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 公用車の買いかえ等につきましては、昨年、経済対策によりまして、経過年数の古い15年を目安に5台軽自動車を購入いたしました。現状を言いますと、既に14年経過している車両など、複数ございます。これらにつきましても、一応15年目安で買いかえをしていきたいというふうには考えます。

買いかえにあたりましては、やはり燃費のいい軽自動車にしていきたいなということでは考えておりますが、今、議員からご指摘のありましたように、ワンボックス等につきましては一度に複数の方が移動できるというようなことで、これもそういう面では非常に費用対効果があるということですので、来年に向けてこの辺は検討させていただきたいというふうに思います。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり認定することに決しました。

閉会の宣告

議長（新井 明君） 以上で今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、石田町長よりあいさつがあります。

石田町長。

町長（石田義廣君） 平成22年第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、平成21年度決算の認定を初め13議案についてご審議いただきまして、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

議会冒頭に申し上げましたが、9月13日から22日まで、日墨交流400周年記念事業の一環といたしまして、総勢25名で構成する友好親善使節団のメキシコ派遣を行います。目的は、さらなる友好関係の継続・発展に寄与すべく、我々の祖先の行った史実をメキシコ合衆国でも広く知っていただくための広報活動や、今回の一般会計補正予算にてご承認いただきました日墨友好記念碑についての詳細な打ち合わせや、建設予定地の現地視察、ロドリゴゆかりの地、テカマチャルコ訪問などを予定いたしております。私も新井議長とともに参加してまいりますので、議員の皆様方の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年の夏は、過去113年間で最も暑い夏であったとの報道がございました。9月を迎えましたが、まだしばらくはこの暑さが続くようでございます。議員各位におかれましては、お体に充分お気をつけられますようお願い申し上げます。閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（新井 明君） どうもありがとうございました。

議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

まだ厳しい残暑が続いております。健康に充分ご配慮されますようお願いいたします。

以上で平成22年御宿町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年12月 9日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 川 城 達 也

署 名 議 員 石 井 芳 清